

幼稚園施設整備指針

平成28年3月

文部科学省大臣官房文教施設企画部

平成 5 年 3 月 31 日作成

平成 14 年 3 月 28 日改訂

平成 15 年 8 月 27 日改訂

平成 19 年 7 月 24 日改訂

平成 21 年 3 月 31 日改訂

平成 22 年 2 月 8 日改訂

平成 26 年 7 月 25 日改訂

平成 28 年 3 月 25 日改訂

はじめに

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

「幼稚園施設整備指針」については、平成5年に作成し、その後、幼稚園教育要領の改訂や幼児教育振興プログラムの策定等に対応するため、平成14年3月に全面的に改訂している。

また、平成15年8月には、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する記述を追加している。さらに、平成19年7月には、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実しており、平成21年3月には、学校施設の事故防止対策に関する記述を充実している。

最近では、多様な生活体験が可能となる環境の整備や、特別支援教育の推進への配慮への対応など幼稚園教育要領の改訂や社会状況の変化に対応するため、平成22年2月に全面的に改訂している。また、平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実している。

今般の改訂（平成28年3月）では、学校施設を取り巻く今日的課題に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における検討を経て、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実している。

既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「幼稚園施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、幼児の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。

【本指針を活用するに当たっての留意事項】

○整備指針の位置付け

本指針は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

地方公共団体等の学校設置者は、学校施設の計画及び設計に当たり、安全上、保健衛生上、指導上その他の学校教育の場として適切な環境を確保するため、関係法令等の規定に基づくことはもとより、本指針の関係留意事項に十分配慮すること。

○整備指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

○整備指針の表現

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

幼稚園施設整備指針

目次

第1章 総 則	1
第1節 幼稚園施設整備の基本的方針	1
第2節 幼稚園施設整備の課題への対応	1
第1 幼児の主体的な活動を確保する施設整備	1
第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備	3
第3 家庭や地域と連携した施設整備	5
第3節 幼稚園施設整備の基本的留意事項	7
第2章 施設計画	10
第1節 園地計画	10
第1 園地環境	10
第2 通園環境	11
第2節 配置計画	11
第1 園地利用	11
第2 配置構成	11
第3章 園舎計画	13
第1 基本的事項	13
第2 保育空間	14
第3 共通空間	18
第4 家庭・地域連携空間	20
第5 管理空間	21
第4章 園庭計画	24
第1 基本的事項	24
第2 運動スペース	25
第3 遊具	25
第4 砂遊び場、水遊び場その他の屋外教育施設	25
第5 緑化スペース	26
第6 門、囲障等	28
第5章 詳細設計	30
第1 基本的事項	30
第2 内部仕上げ	31
第3 開口部	33

第4	外部仕上げ	35
第5	家具・遊具	35
第6	その他	36
第6章	構造設計	37
第1	基本的事項	37
第2	上部構造	37
第3	基礎	38
第4	既存施設の耐震化推進	39
第5	その他	40
第7章	設備設計	41
第1	基本的事項	41
第2	照明設備	42
第3	電力設備	43
第4	情報通信設備	43
第5	給排水設備	44
第6	空気調和設備	45
第7	防災等設備	46
第8章	防犯計画	47
第1	基本的事項	47
第2	敷地境界及び敷地内部の防犯対策	47
第3	建物の防犯対策	49
第4	防犯監視システムの導入	50
第5	通報システムの導入	50
第6	その他	51

第1章 総則

第1節 幼稚園施設整備の基本的方針

1 自然や人、ものとの触れ合いの中で遊びを通した柔軟な指導が展開できる環境の整備

幼稚園は幼児の主体的な生活が展開される場であることを踏まえ、家庭的な雰囲気の中で、幼児同士や教職員との交流を促すとともに、自然や人、ものとの触れ合いの中で幼児の好奇心を満たし、幼児の自発的な活動としての遊びを引き出すような環境づくりを行うことが重要である。

2 健康で安全に過ごせる豊かな施設環境の確保

発達の著しい幼児期の健康と安全を重視し、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、幼児期の特性に応じて、また、障害のある幼児にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

3 地域との連携や周辺環境との調和に配慮した施設の整備

幼稚園は、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすことが重要であり、このためには、親子の交流や子育て相談等を通じて家庭や地域と連携したり、可能な限り周辺の施設と有機的に連携すること、また、近隣の町並みや景観との調和に配慮して整備することや施設のバリアフリー対策を図ることが重要である。

第2節 幼稚園施設整備の課題への対応

第1 幼児の主体的な活動を確保する施設整備

1 自発的で創造的な活動を促す計画

(1) 幼児の主体的な活動を確保し、幼児期にふさわしい発達を促すことのできる施設として計画することが重要である。その際、幼児の遊びの場を十分に確保すること、小グループや一人一人の特性に応じた活動を可能にする多目的な空間を計画すること、保育室と遊戯室や図書スペース等の連携に配慮することも有効である。また、各種視聴覚機器等の教材を必要に応じて活用できるように計画することも有効である。

(2) 幼児の多様な活動に即して、幼児の豊かな創造性を発揮したり、幼児期にふさわしい生活を展開したりすることのできる施設として計画することが重要である。その際、様々なコーナーを設定したり、家具の配置を工夫できる弾力的で多目的な変化のある空間を計画したりすることも有効である。

2 多様な自然体験や生活体験が可能となる環境

第1章 総則

- (1) 幼児の身体的発達を促すため、自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶなど幼児の興味や関心が戸外にも向くよう、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置を工夫することが重要である。その際、屋内外の空間的な連続性や回遊性^{*}に配慮することが重要である。

※回遊性：建物内の通路やホールあるいは敷地内通路等を環状につなげて、幼児等が建物の内部や周囲等を回れるようにすること。

- (2) 豊かな感性を育てる環境として、自然に触れることのできる空間を充実させることが重要である。その際、自然の地形などを有効に活用した屋外環境及び半屋外空間^{*}を充実させることも有効である。

※半屋外空間：バルコニー、テラス、庇の下等、保育室等の内部空間と密接に関係した屋外空間。

3 人とかかわりを促す工夫

幼児が教師や他の幼児などと集団生活をおくる中で、信頼感や思いやりの気持ちを育て、また、地域住民、高齢者など様々な人々と親しみ、自立心を育て人とかかわる力を養うことに配慮した施設として計画することが重要である。その際、近隣の小学校の児童等との交流に配慮した施設として計画したり、アルコーブ^{*}、デン^{*}等を計画し、幼児と人との多様なかかわり方が可能となる施設面での工夫を行ったりすることも有効である。

※アルコーブ：廊下やホール等に面した小スペースで休憩、談話、読書等ができ、人とのコミュニケーションや多様な活動が展開できる場。

※デン：手を伸ばせば壁や天井に触れることができる幼児の人体寸法に合った家庭的な雰囲気の穴ぐら的な小空間。

4 多様な保育ニーズへの対応

- (1) 幼稚園全体の協力体制を高めるとともに、幼児に対しきめ細かな指導を行うため、チーム保育を導入し実践することが要請されてきており、施設計画においてもこれに対応することは重要である。その際、多様な保育形態に対応できる多目的な空間を配置することも有効である。
- (2) 幼稚園における3歳児（満3歳児入園の園児を含む。以下同じ。）の入園についてのニーズが高まってきており、施設計画においてもこれに対応することが重要である。その際、幼児の人体寸法や活動内容に留意した専用の落ち着いた空間を計画することも有効である。

5 情報環境の充実

幼児が様々なことに興味や関心を広げることや、校務情報化の推進に資するため、幼児への影響に配慮しつつ、情報機器の導入が可能となる計画とすることも有効である。

6 特別支援教育の推進のための施設

- (1) 教育上特別の支援を必要とする幼児に対して、障害による教育上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人一人の幼児の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である。その際、発達障害^{*}を含めた障

害のある幼児の障害の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を計画することが重要である。

※発達障害：「LD、ADHD又は高機能自閉症等」を含め、「発達障害者支援法」の定義に基づく「発達障害」を意味する。なお、LDは学習障害（Learning Disabilities）、ADHDは注意欠陥多動性障害（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）を意味する。

- (2) 幼児が幼稚園内外の障害のある幼児等と活動を共にすることを、安全かつ円滑に実施できる計画とすることが重要である。

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

- (1) 幼稚園は、幼児にとって人格形成の基礎を培う大切な場であり、遊びや生活の場として、ゆとりと潤いのある施設づくりを行うことが重要である。
- (2) 幼児等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。
- (3) 多様な教育内容・保育形態に対応するとともに、豊かな生活の場を構成することのできる机・いす・収納棚等の家具を施設計画と一体的に計画することが重要である。

2 健康に配慮した施設

- (1) 幼児の健康に配慮し、園内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等に十分配慮した計画とすることが重要である。
- (2) 幼児の心と体の健康を支えるため、保健衛生に配慮した施設計画とすることが重要である。
- (3) 使用する建材、家具等は、快適性を高め、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用することが重要である。
- (4) 新築、改築、改修等を行った場合は、養生・乾燥期間を十分に確保し、室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準値以下であることを確認させた上で建物等の引渡しを受け、供用を開始することが重要である。

3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保

- (1) 地震発生時において、幼児等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。
- (2) 幼稚園施設が、津波等^{*}による被害が予想される地域に立地している場合においては、幼児等が津波等から緊急避難場所^{**}へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路^{**}の確保又は園舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。

これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化^{**}を検討し、実施することが重要である。

※津波等：津波、洪水、高潮等及びこれらに起因する火災。

第1章 総則

※緊急避難場所：災害が発生し，又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4関係）。

※避難経路：ある場所から避難目標地点まで最短時間で，かつ安全に到達できる道筋。一方，避難路とは，避難経路となる道路，通路，避難階段そのものをいう。

※津波等対策における高層化：園舎等建物の屋上や上層階を幼児等の緊急避難場所とするために，他の公共施設との複合化等により，本来，教育機能として必要な階数以上の階を有する建物を整備することをいう。

- (3) 園地に津波等による被害が予想され，津波等に対する安全対策として，幼児等が園舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては，当該場所が想定される津波等の水位以上の高さとする事，当該場所までの有効な避難経路を確保すること及び当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであることが重要である。
- (4) 幼稚園施設が，地震等の災害時に地域の避難所^{*}となる場合は，このために必要となる機能も計画することが重要である。

※避難所：災害の危険性があり避難した住民等や，災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（災害対策基本法第49条の7関係）。

- (5) 幼稚園施設の防災対策は，運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際，防災担当部局，学校設置者，幼稚園，自主防災組織，地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。
- (6) 施設自体が防災教育の教材として活用されるよう，各所に標高表示を設置する等，日頃から幼児等に津波等災害の危険性の意識づけを考慮して計画することが重要である。

4 安全・防犯への対応

- (1) 幼児の安全確保を図るため，幼稚園内にある全ての施設・設備について，幼児の多様な行動に対し十分な安全性を確保し，安心感のある計画とすることが重要である。
その際，事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。
- (2) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより，幼児が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。
また，可動部材，特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。
- (3) 幼児の多様な行動に対して，万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう，配慮した計画とすることが重要である。
- (4) 外部からの来訪者を確認でき，不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や，事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システム等を各幼稚園へ導入することが重要である。
- (5) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され，死角となる場所がなくなるよう計画することや，特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。
- (6) 幼稚園や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し，その安全性を確保した上で，地域住民等が利用・協力しやすい施設づくりを推進することが重要である。
- (7) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても，図面や現場等において点検・評価

を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維持していく面からも重要である。

- (8) 幼稚園施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

5 施設のバリアフリー対応

- (1) 障害のある幼児、教職員等が安全かつ円滑に生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、また必要に応じエレベーター等の計画に配慮することが重要である。
- (2) 幼稚園の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が幼稚園教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害時に地域の避難所となるものもあること等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。
- (3) 既存幼稚園施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児の在籍状況等を踏まえ、所管する幼稚園施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。
- (4) 幼稚園施設のバリアフリー化に当たっては、施設の運営・管理、人的支援等のサポート体制との連携等を考慮して計画することが重要である。

6 環境との共生

- (1) 幼児が自然環境と触れ合いながら様々な体験をすることができるように配慮するとともに、施設自体が教材としても活用されるよう計画することが重要である。
- (2) 環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。
- (3) 太陽光や太陽熱、風力、バイオマス*など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減するだけでなく、環境教育を踏まえた活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも望ましい。

※バイオマス：動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く）。

7 特色を生かした計画

幼稚園における教育理念を施設計画に反映させることによって、特色ある計画とすることが重要である。その際、モニュメント、シンボルツリーを設けたり、色彩や曲線を生かしたデザイン手法を活用することや、地域の文化的特性や伝統を取り入れ、風土、景観等の特色を生かした計画とすることも有効である。

第3 家庭や地域と連携した施設整備

1 幼稚園・家庭・地域の連携

- (1) 幼稚園施設の計画に当たっては、家庭等とも連携した地域の学習環境の基盤整備ととらえ、教職員・保護者・地域住民等の関係者の参画により、総合的に検討を進めること

第1章 総 則

が重要である。

- (2) 保護者、地域住民等が幼稚園の運営や様々な教育活動を支援する取組（コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等）など、学校と地域の連携・協働のための諸室についても計画することが重要である。
- (3) 他の文教施設等の整備状況を勘案しつつ、必要に応じ、これらの施設との有機的な連携について計画することが望ましい。とりわけ、保育所や小学校との連携を視野に入れた施設計画が重要である。さらに、他の文教施設との情報ネットワークを構築することも有効である。

2 「預かり保育」への対応

近年「預かり保育^{*}」に対するニーズが高まってきており、地域の状況や保護者の要望に応じた「預かり保育」に対応する施設計画が重要である。その際、活動日数や活動時間帯等の運営方法、午睡やおやつ等の「預かり保育」独自の活動に留意するとともに、家庭的な雰囲気のある空間を設けるなど幼児が長時間園内に滞在することに配慮して計画することが重要である。

※「預かり保育」：通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動。

3 子育ての支援活動への対応

地域の幼児教育のセンターとしての子育てを支援するための機能や「親と子の育ちの場」としての役割や機能を一層充実させるための施設計画が重要である。その際、地域の様々な人々が気軽に利用できるように配慮することが重要であり、子育てに関する情報交換や相談のための専用の子育て支援室やPTA室等を計画すること、インターネットを活用した子育て支援ネットワークの構築及び乳幼児等を伴う保護者の利用に配慮すること等も有効である。

4 幼稚園開放のための施設環境

- (1) 地域に開かれた幼稚園として、子育てを支援するため園舎や園庭の開放が求められており、幼児や地域住民が有効に活用できる施設計画とすることが重要である。また、幼稚園や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、必要に応じ、地域住民との交流の促進を図ることができるよう計画することも有効である。
- (2) 多様な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、幼稚園開放の運営と維持管理が容易な施設として計画することが重要である。

5 保育所と連携した施設計画

- (1) 幼稚園と保育所の施設の共用化（「認定こども園」とする場合を含む。）など、両者の有機的な連携について計画することも有効である。その際、遊戯室、調理室、管理諸室、屋外環境等について共用の空間を計画することが望ましい。
- (2) 幼稚園と保育所の施設の共用化を図る際には、施設相互の関連に配慮するとともに、合同の活動や行事など幼児が様々な触れ合いをもつ空間として計画し、幼児の教育・保

育の場として十分機能させることが望ましい。また、教員と保育士の交流の促進や子育て相談等における連携・協力を図る計画も望ましい。

6 複合化への対応

- (1) 幼稚園と保育所，小学校，公共施設等（社会教育施設，社会体育施設，児童福祉施設，老人福祉施設等）との複合化について計画する場合は，幼稚園における幼児の教育と生活に支障のないことはもちろん，施設間の相互利用，共同利用等による教育環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。また，園児と児童や高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。
- (2) 地域の避難所等としての機能を計画する場合は，幼稚園における幼児の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また，多様な利用者を考慮し，ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに，景観や町並みにも配慮することが重要である。
- (3) 幼稚園の教育環境に障害又は悪影響を及ぼす施設との合築は避けることが重要である。また，教育環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処することが重要である。
- (4) より効果的・効率的な施設整備の手法として，公民連携による整備手法等を検討することも有効である。

第3節 幼稚園施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な視点の必要性

- (1) 学校施設整備の諸課題に対応するため，中・長期的に目指すべき学校施設像を示し，その上で域内の学校施設の実態を把握し，地域における学校施設の役割等も考慮した上で，中・長期的な学校施設整備方針・計画（長寿命化計画等）を策定することが重要である。
- (2) 多様な教育活動の実施，安全性への配慮，環境負荷の低減，地域との連携を考慮するとともに，域内の幼児数や保育ニーズの将来動向，幼稚園教育の今後の方向等を考慮しつつ，総合的かつ長期的な視点から施設の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。
- (3) 当該地域における文教施設の整備計画や幼児教育施設等の整備状況を勘案して幼稚園施設の規模，立地を計画することが望ましい。
- (4) 増築，改築，改修等の場合においても，中・長期的な幼稚園施設整備方針・計画，新たな課題への対応を踏まえ，計画的に実施することが重要である。

2 適確で弾力的な施設機能の設定

- (1) 幼児期の特性に応じ，また，障害のある幼児にも配慮しつつ，多様な保育形態による活動規模を考慮した施設機能を設定することが重要である。また，その際，教育の内容や方法，設備，園具，遊具等の利用方法を把握するとともに，地域の気候，風土やその

第1章 総則

季節的な変化，周辺環境の活用の可能性等も考慮して，必要な施設機能を弾力的に設定することが重要である。

- (2) 教務，事務の内容や方法，事務機器，家具等の利用方法等を把握し，必要な施設機能を設定することも重要である。
- (3) 幼児の人体寸法，動作寸法，行動特性に適合した家具の導入を考慮し，施設機能を設定することが重要である。
- (4) 親子の交流や子育て相談等における施設・設備の利用方法等を把握し，必要な施設機能を設定することが重要である。

3 計画的な整備の実施

- (1) 施設機能を適確に設定するため，企画から基本設計までの期間を十分確保するとともに，企画から施工に至る各段階の内容的な連続性，整合性に十分留意しつつ，計画的に整備を進めることが重要である。
- (2) 施設計画と園具，遊具等の導入計画との一体性に留意しつつ，総合的に整備を進めることが重要である。
- (3) 完成後には施設の状態，教育内容・教育方法への適応状況等に係る評価を定期的に行い，将来の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。
- (4) 施設の整備を段階的に行う場合は，最終的な施設計画を想定した上で，計画を策定することが重要である。

4 長期間有効に使うための施設整備の実施

- (1) 幼稚園施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには，日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり，これらを行いやすい計画とすることが重要である。
- (2) 建物構造体を堅固につくり，室区画や室仕上げは将来の教育内容や指導方法の変化に応じて変更可能とすることや，設備の交換・補修を容易にすること等，長期間建物を有効に使える計画とすることが重要である。
- (3) 情報技術の進展をはじめとする将来のニーズや機能の変化を見込んで，改修整備を行いやすい施設となるよう計画することも有効である。
- (4) 改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき，排出する廃棄物も少ない長寿命化改修^{*}を積極的に取り入れていくことが重要である。

^{*}長寿命化改修：物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え，建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。

5 関係者の参画と理解・合意の形成

- (1) 特色ある教育内容や指導方法等を反映し，地域と連携した幼稚園運営が行われるよう，企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により，施設づくりの目標を共有し，理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際，教育や建築等の有識者の指導助言を受けることも有効である。
- (2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには，企画の段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに，施設の完成後においても継続的に施設使用

者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。

- (3) 開放施設の利用内容・方法や管理方法，幼児の通園方法，当該幼稚園施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・じんあい等の影響，災害時の対応などについて，事前に地域住民等と十分協議することが重要である。

6 地域の諸施設との有機的な連携

- (1) 当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画，文教施設整備計画との整合を図りつつ，これらの施設と有機的に連携した計画とすることが望ましい。
- (2) 幼稚園と地域社会の連携を深めていく上で，公共施設等と複合化し，教育環境を高機能化・多機能化させることも有効である。その際，幼稚園における教育と生活に支障を生ずることのないよう計画することが重要である。

7 整備期間中の教育環境の確保

整備期間中においては，適切な事故防止策を講じるとともに，工事に伴う車両等の出入り，騒音，振動，ほこり等の発生により，幼児の健康，安全や教育環境に支障が生じないように十分留意することが重要である。特に，情緒障害，自閉症又はADHD等の障害のある幼児がいる場合は，騒音，振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮することが重要である。また，必要に応じ適切な仮園舎を確保することも有効である。

第2章 施設計画

第1節 園地計画

第1 園地環境

1 安全な環境

- (1) 地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対して安全であることが重要である。
- (2) 建物、屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。
- (3) 危険な高低差、深い池などのない安全な地形であることが重要である。また、敷地を造成する場合は、できるだけ自然の地形を生かし、過大な造成を避けることが望ましい。
- (4) 園地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが望ましい。
- (5) 保育に支障を及ぼし、幼児等の健康や安全を損なうような騒音、振動、臭気等を発生する事業所や車の出入りの頻繁な施設等が周辺に立地していないことが重要である。
- (6) 死角等が生じない、見通しの良い地形であることが望ましい。

2 健康で文化的な環境

- (1) 良好な日照、空気及び水を得ることができ、排水の便が良好であることが重要である。
- (2) 自然との触れ合いの中で、幼児が活発に活動できる地形の起伏、自然の樹木等があることが望ましい。
- (3) 見晴らしや景観が良く、近隣に緑地、公園、文化的な施設等があることも有効である。

3 適正な面積及び形状

- (1) 園舎、園庭に対する現在及び将来の施設需要に十分対応できる面積であることが望ましい。
- (2) 園舎、園庭等を適切に配置し、有効に利用できるまとまりのある形状であることが望ましい。

4 教育上ふさわしい環境

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。
- (2) 興行場法第1条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設が周辺に立地していないことが重要である。
- (3) 頻繁な車の出入りを伴う施設、騒音、臭気等を発生する工場、その他の教育上ふさわしくない施設が周辺に立地していないことが重要である。
- (4) 保育所、小学校、社会教育施設、社会体育施設その他の地域施設とのネットワークを考慮して立地を計画することも有効である。

第2 通園環境

1 通園区域

幼児の居住分布、幼児期の心身の発達等を考慮し、幼児が疲労を感じない程度の通園距離、若しくは通園時間を設定できることが望ましい。

2 通園路

- (1) 交通頻繁な道路、踏切、溜め池、がけ地等危険な場所や、死角が多い場所、人通りの少ない場所等防犯上問題となる場所を避けるなど、安全な通園路を確保できることが重要である。
- (2) 地域の実状に応じ、様々な体験の場としても意義のある通園路を設定することが有効である。

第2節 配置計画

第1 園地利用

- (1) 園地を有効に利用し、各施設部分に必要な機能を最大限に充足できるように、園舎、園庭等を均衡のとれた構成で配置することが重要である。
- (2) 将来の施設機能、施設需要等の変動にも対応可能な計画とすることが重要である。
- (3) 教育上の利用や緊急時の避難、施設の維持管理等を考慮して、十分な空間を園舎周囲に確保することが重要である。
- (4) 土質、地盤や造成状況等を把握し、災害時等の安全を確保できるように、各施設部分を配置することが重要である。
- (5) 園地内における高低差等の地形や樹木等の自然を有効に活用することができるよう、園舎、園庭を配置することが望ましい。
- (6) 幼児が潤いを感じて生活できるよう、保育室の前庭や保育室と連続した半屋外空間を園舎廻りに確保することが望ましい。
- (7) 保育所や小学校等との併設の際には、相互の交流を考慮した連続的な施設計画とすることが重要である。

第2 配置構成

- (1) 幼児の主体的な活動を促したり、安全でゆとりと潤いのある環境を整備したりするためには、園舎、園庭、半屋外空間等の各施設は、空間的な連続性や回遊性に配慮し、一体的に活用できる配置とすることが重要である。
- (2) 当該地域の気候を考慮して、日照、通風等の良好な環境条件を確保するとともに、各施設部分に必要な機能、利用形態に応じ、園舎、園庭等を配置することや、特に冬季の保育時間における園庭への日照を確保できるように、園舎を配置することが重要である。
- (3) 騒音、ほこり、振動、日影、プライバシー等について周辺との相互の影響を可能な限り避けることができるように、各施設部分を配置することが重要である。

第2章 施設計画

- (4) 日常の幼児，教職員，通園バス等の通行においてはもちろん災害時の避難や緊急車両等の進入も考慮しつつ，近接道路からの出入りの動線，園内の各動線を安全かつ合理的に確保できるように，園舎，園庭を配置することが重要である。
- (5) 園舎，園庭，半屋外空間及び門，囲障などの付帯施設は，意匠面において相互に調和し，周辺の景観との調和等に配慮した配置構成とすることが望ましい。
- (6) 防犯及び事故防止の観点から，見通しがよく，死角が生じないよう園舎，園庭，半屋外空間等の各施設の配置を計画することが重要である。また，防犯上の安全性を確保するため，幼児の活動範囲の明確化，敷地境界から園舎までの距離の確保，保育室と職員室等との位置関係に配慮することが重要である。
- (7) 園舎の敷地は，盛土部分並びに異なる地質及び地盤条件の混在する部分にまたがらず，かつ，土砂の流出するおそれのある部分に近接していないことが望ましい。
- (8) 幼児と地域との交流や幼稚園開放を実施する場合は，利用者の動線に留意し，交流部分や開放部分の配置を考慮して建物の位置を計画することが重要である。
- (9) 幼稚園と保育所，小学校，公共施設等との複合化を計画する場合は，双方の交流が円滑かつ効果的に展開できるよう利用動線や交流の場について考慮し，建物位置を計画することが重要である。
- (10) 避難階以外の階を幼児が利用する計画とする場合には，緊急時の幼児の避難に十分配慮した計画とすることが重要である。
- (11) 屋外倉庫その他の屋外の施設や設備は，利用しやすく，かつ，教育活動等に支障の生じない位置に配置することが重要である。
- (12) 公共施設等との複合化について計画する場合には，それぞれの施設の活動が支障なく行われ，かつ，施設間での相互利用・共同利用や管理運営が円滑に行われるよう，その敷地条件，施設種類，施設規模，利用形態等に留意して各施設の専用部分及び共同利用部分の配置を計画することが重要である。

第3章 園舎計画

第1 基本的事項

1 高機能かつ柔軟な計画

- (1) 多様な保育形態及び幼児の多様な活動内容に応じるため、各室や空間の必要性、関連性、利用頻度等を勘案した適切な空間構成とすることが重要である。
- (2) 幼児の特性に応じて、自発的、自主的な活動が促されるように、保育室や遊戯室等の園舎内及び園舎と園庭や半屋外空間の空間的な連続性や回遊性に配慮することが重要である。また、各室や空間の広さ、形、床レベル等に変化を持たせるように配慮することが望ましい。その際、アルコーブやデンを計画することも有効である。
- (3) 園舎内の見通しを良くしたり、吹抜けを配置したりするなど、幼児同士、互いの活動の様子を見ることができるよう計画することも有効である。
- (4) 幼児の多様な活動の展開に柔軟に対応するため、必要に応じて移動・可動間仕切等を用いて多様な空間を構成できる計画が望ましい。
- (5) 園具、遊具等の設置及び将来の導入を考慮して各室や空間の面積、形状等を計画することが重要である。
- (6) 多様な保育空間等を確保するために、中庭、屋上など園舎周りの屋外空間や半屋外空間を、安全管理面に十分留意しつつ積極的に取り入れた構成とすることが望ましい。
- (7) 遊戯室、ホール、ラウンジなど奥行き深い空間や仕切りのない広い空間などは、採光、換気、音響、暖房等に支障を生じないように、位置、空間の形状、天井高、開口部、仕上げ、設備等を計画することが重要である。
- (8) 情報化の進展にともない、情報機器の導入が可能となる計画とすることも有効である。
- (9) 津波等の対策のために高層化することも有効である。この場合は、他の公共施設と複合化することも有効である。

2 総合的、長期的な計画

- (1) 将来の幼児数の変動や多様な活動内容や指導方法に柔軟に対応できるように、間仕切位置の変更、保育室等の増築等を行うことのできる計画とすることが望ましい。
- (2) 必要な保育空間等を確保しつつ、地域における幼児教育のセンターとしての子育て支援機能を果たすことも考慮した空間構成とすることが重要である。
- (3) 地域の人々に親しまれ、幼児の将来の思い出にもつながり、かつ、教育の場としてふさわしい意匠とすることが望ましい。その際、幼稚園や地域の歴史、伝統等を考慮したシンボル性を有し、また、地域の景観と調和するように設計することが望ましい。

3 安全かつ円滑な動線に配慮した計画

- (1) 幼児の幼稚園における一日の活動が円滑に継続できるよう、空間的な連続性を確保した動線を設定することが望ましい。
- (2) 幼児、教職員、保護者、幼稚園開放時における利用者等が円滑に園内を移動することができるよう安全で明確な動線を設定することが重要である。
- (3) 園具、遊具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定

第3章 園舎計画

することが重要である。

- (4) 可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、遊戯室等多人数を同時に収容する空間を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保する等、その避難経路の設定に十分留意することが重要である。
- (5) 開放的な渡り廊下を設ける場合には、不審者の侵入に対する安全性の確保を図ることが重要である。
- (6) 3歳児や障害のある幼児の日常の動線や避難経路に十分配慮して計画することが重要である。
- (7) 津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル、園舎等の屋上等までの避難経路を可能な限り短縮するよう計画することも有効である。
- (8) 園舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては、想定される津波等の水位以上の高さにすることが重要である。なお、園舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も、段階的な避難を可能とするため、屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。

4 安全・防犯対策

幼児が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるよう計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。

5 特別の支援を必要とする幼児への配慮

- (1) 個々の幼児の障害の状態等に応じた多様な活動に柔軟に対応でき、幼児が安心し、ゆとりをもって周囲の環境とかかわることのできるよう計画することが重要である。
- (2) 情緒障害、自閉症又はADHD等の障害のある幼児が落ち着きを取り戻すことのできるよう、小規模な空間を設けること等も有効である。

6 多様な教育内容・保育形態に対応する家具の計画

- (1) 机やいす、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の家具については、多様な保育形態等に対応できるよう数量、材質、形状等を各室と一体的に計画するとともに、幼児の人体寸法に十分留意することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や家具の転倒、幼児の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。
- (2) 造り付けの家具・遊具等の設置に当たっては、必要性を十分検討し、幼児が日常的に利用しやすい位置に計画することが望ましい。
- (3) 幼児の通園鞆等の所持品を収納する適切な規模の家具を計画するとともに、幼児が主体的に片づけられる形状、配置とすることが望ましい。

第2 保育空間

1 保育室

(1) 空間構成, 位置等

- ① 日照, 採光, 換気, 通風, 音響等の良好な環境条件の確保に十分留意して, 位置, 方位等を計画することが重要である。
- ② 幼児の活動の拠点となる空間であることを考慮し, 遊戯室その他の保育空間及び園庭との連携を十分検討し, 適切な空間構成とすることが重要である。
- ③ 幼児の交流, 教職員間の連携・協力を円滑に行うことができるように, 保育室相互のつながりに留意して計画することが重要である。
- ④ 3歳児が活動する保育室は, 遊びの場や便所等との関連に留意するとともに, 職員室から見通しが良い位置に配置することが望ましい。
- ⑤ テラス, バルコニー等の半屋外空間や中庭, 芝生等の屋外空間に, 直接出入りできるように計画することが望ましい。

(2) 面積, 形状等

- ① 多様な教育内容や指導方法に対応できるとともに, 園具, 遊具等を弾力的に配置できる面積, 形状とすることが重要である。
- ② 幼児が様々な体験を行うことができるように, 活動の内容や方法等に応じて様々なコーナーを形成できる面積, 形状とすることが重要である。また, 家具や, パーテーション等を簡単に収納することが可能な計画とすることが望ましい。
- ③ 作品や資料の掲示スペースや展示空間, 持ち物の収納空間を確保できる面積, 形状とすることが重要である。
- ④ 保育室の一部に, 畳やカーペット等を採用したり, ソファやベンチ等を設置したりすることも有効である。
- ⑤ 衛生面に十分留意しつつ, 水栓, 流しその他の生活用設備, 小動物や植物と親しむための設備などを設置する空間を確保できることが望ましい。
- ⑥ 3歳児が活動する保育室は, シャワー設備, 給湯設備などの利用を考慮した計画とすることが望ましい。

2 遊戯室

(1) 空間構成, 位置等

- ① 保育室との連携や, 特に降雨, 降雪時の利用を十分検討し, 規模, 位置等を適切に計画することが重要である。その際, 保護者や地域住民による利用や, 近隣の小学校の児童等との交流も考慮して計画することが望ましい。
- ② 保育室やホールと連続して計画し, 一体的な利用も行えるよう考慮することも有効である。その際, 幼児の日常の動線となる空間を確保できるように計画することが望ましい。
- ③ 運動に使う遊具, 大型の遊具等を収納するための空間を, 日常の出し入れに便利な位置に確保することが望ましい。
- ④ 津波等災害時に, 遊戯室を緊急避難場所として利用するために, 上層階に計画することも有効である。その場合には, 日常の教育活動に支障を生じない動線計画とするとともに, 避難者が円滑に避難できるよう階段の位置等を計画することが重要である。

(2) 面積, 形状等

第3章 園舎計画

- ① 幼児が安全にしかも伸び伸びと活動できる面積，形状とすることが重要である。
- ② 活動の内容や方法に応じて各種の園具，遊具等の配置を換えたり，様々なコーナーを形成できる面積，形状とすることが望ましい。
- ③ 避難時や行事の際の利用者の動線も考慮しつつ，幼児等が円滑かつ安全に移動できる出入口の位置，幅等を計画することが重要である。
- ④ 幼児の発表，保護者の交流，様々な行事等に必要な照明，音響，ステージ，暗幕等の設備を適切に設置できる空間を確保することが重要である。

3 図書スペース

(1) 空間構成，位置等

- ① 幼稚園の規模，教育内容や指導方法等に応じて，図書スペースとしての専用室又はコーナー・アルコーブ等を活用した読書のための小空間を計画することが重要である。
- ② 幼児が本を読みながらくつろぎ，楽しむことのできる計画とすることが重要である。また，情報化に対応する教育機器を導入することや，読み聞かせのための空間を確保することも有効である。
- ③ 図書，視聴覚機器，教材等を利用できる専用室，又は分散して利用できる小空間を幼児等が利用しやすい位置に配置することも有効である。
- ④ 図書スペースの家具を，幼児数等に留意し，利用しやすいように配置することが重要である。
- ⑤ 資料の展示，掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。

(2) 面積，形状等

- ① 図書スペースとして専用室を計画する場合は，図書，各種設備，機器，教材等を効果的に配置，収納し，利用できるように，面積，形状を計画することが重要である。
- ② 図書，視聴覚機器，情報機器，教材等のための小空間を各保育室やその周辺に分散して計画する場合は，設置方法やその規模に十分留意することが重要である。
- ③ 必要に応じて，床に畳やカーペット等を採用することも有効である。

4 教材・器具庫

(1) 空間構成，位置等

- ① 身近な様々な対象が幼児のための教材となり得ることから，教材・園具等の種類，数量等に応じた必要な規模を確保するとともに，適切な運搬経路を確保できる位置に計画することが重要である。
- ② 教職員が教材等の複写，印刷，作成，整理，修理等を行うことができる空間として計画することも有効である。

(2) 面積，形状等

- ① 各種設備，機器，教材等を効果的に配置，収納し，利用できる面積，形状とすることが重要である。
- ② 教材等のための小空間を各保育室等に分散して計画する場合は，設置方法やその規模に十分留意することが重要である。

5 ホール、ラウンジ等

(1) 空間構成、位置等

- ① 幼児と教職員、幼児間の交流等を促し、また、保護者の交流の場としても活用できるように、まとまりのある空間を計画することも有効である。
- ② ホール、ラウンジ等の空間は、保育室、遊戯室等から利用しやすい位置に計画するとともに、中庭、テラス等との空間的連続性を考慮して計画することが望ましい。また、必要に応じ、保育室、遊戯室等と一体の空間としても利用することのできるような計画とすることも有効である。

(2) 面積、形状等

- ① 多様な活動内容に対応できるとともに、家具等を適切に配置できるゆとりのある面積、形状とすることが望ましい。
- ② 作品等の展示などの場としての利用も考慮し、規模、空間構成等を計画することも有効である。

6 食事のための空間

(1) 空間構成、位置等

- ① 豊かな食習慣を身に付けさせる上で、保育室とは別に、食事のための空間を計画することも有効である。その際、多目的な空間となるよう配慮することや、手洗いの場を近接した位置に設けることが望ましい。
- ② 食事ができるテラス等半屋外空間を一体的に計画することも有効である。

(2) 面積、形状等

- ① 食事の場所として落ち着いた空間とし、衛生面に十分配慮することが重要である。
- ② ゆとりと潤いを感じられ、楽しい食事ができるような空間とし、食卓、いす等の家具を弾力的に配置できるゆとりのある面積、形状とすることが望ましい。
- ③ 幼児が教職員や保護者、地域住民等と一緒に、簡単な料理や片づけ等ができる計画とすることも有効である。

7 半屋外空間

(1) 空間構成、位置等

- ① 幼児の主体的な活動を促す空間として、園舎周りの半屋外空間を積極的に計画することが望ましい。その際、保育室等の園舎部分及び屋外空間との連続性や回遊性に配慮することが重要である。
- ② 風、積雪等地域の気候的特性に留意し、日照、採光、通風等について良好な環境条件となるよう、半屋外空間の位置及び向き等に留意することが望ましい。

(2) 面積、形状等

- ゆとりと潤いを感じ憩いの場として構成することのできる面積、形状とすることが望ましい。

第3 共通空間

1 昇降口、玄関等

(1) 空間構成、位置等

- ① 登降園時に利用する昇降口、玄関等は、保護者等が円滑に幼児を送り迎えすることができるよう、ホール、ラウンジや保育室から利用しやすく、幼児の登降園の状況を確認できる位置に計画することが重要である。なお、幼稚園規模等に応じて分散して計画することも有効である。
- ② 日常の園舎と園庭との出入りの際に利用する昇降口は、上履きと下履きの動線が交差することなく、園舎等の周囲を迂回せず園庭へ出やすい位置に計画することが重要である。
- ③ 降雨、強風、積雪等の地域の気候的特性に留意して、昇降口の位置及び開口部の向き、庇を検討するとともに、必要に応じ、風除室、乾燥室等を設けることが望ましい。

(2) 面積、形状等

- ① 出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立て等の配置を考慮し、安全かつ円滑に出入りできる面積、形状等とすることが重要である。
- ② 日常的に多数の保護者が送迎に訪れるため、降雨、強風、積雪等地域の気候的特性に配慮し、送迎時に効率的に使用できる面積、形状とすることが望ましい。
- ③ 障害のある幼児等が支障なく出入りできるように、車椅子等を利用した移動に支障のない面積、形状とすることが望ましい。

2 廊下、階段等

(1) 空間構成、位置等

- ① 廊下、階段、スロープ等は、安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画することが重要である。
- ② 安全性の確保に留意しつつ、幼児等が多様な活動、交流を展開する場としても活用できるように、廊下、階段等を計画することが望ましい。
- ③ 階段の踊り場や廊下にゆとりを持たせることにより、例えば幼稚園を紹介するためのギャラリーや多様な情報を交換する場として計画することも有効である。
- ④ 必要に応じ、保育室、遊戯室等と一体の空間としても利用することのできるような計画とすることも有効である。

(2) 面積、形状等

- ① 必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。
- ② 階段は、幼児が安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの位置、床面の素材などに配慮することが重要である。
- ③ 吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。
- ④ 車椅子を利用した移動等に支障のない適切な面積を確保し、段差がある箇所はスロープ等を設置することが望ましい。
- ⑤ 廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通し

を確保するなど形状等を工夫することが重要である。

- ⑥ 廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。

3 便所

(1) 空間構成，位置等

- ① 幼児の利用する便所は、保育室の配置状況や園庭との位置関係を考慮して、利用しやすい位置に計画することが重要である。その際、清潔で使いやすい計画とするとともに、3歳児、障害のある幼児の利用する便所は、保育室に近接した位置に計画することが望ましい。
- ② 幼児の利用する便所とは別に、教職員、保護者、外来者等の便所を、管理空間の適切な位置に男女別に計画することが重要である。
- ③ 障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便所を、一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。
- ④ 乳幼児用のベッドやベビーチェア等の設備を設置した便所を、管理空間の適切な位置に計画することも有効である。
- ⑤ 地域の幼児教育のセンターとして整備する場合は、保護者、幼稚園開放時における利用者、外部からの訪問者等の動線に配慮した位置に便所を計画することが重要である。

(2) 面積，形状等

- ① 幼児の心身の発達を考慮して、幼児数、利用状況等に応じた種類及び数の便器、手洗い設備、シャワー等を設置できる面積、形状とすることが重要である。
- ② 便所にブースを設ける場合は、教職員が必要に応じてブース内の安全を確認でき、また、幼児が容易に操作できる扉の高さ、幅等とすることが望ましい。

4 水飲み，手洗い等

(1) 空間構成，位置等

- ① 水飲み場，手洗い場は，保育室，食事のための空間，運動スペースの付近など園内の必要な場所に分散して計画することが重要である。また，通行部分が濡れるような配置は避けて計画することが望ましい。
- ② 足洗い場は，洗浄前後の動線の設定に十分留意して，昇降口その他の主要な出入口に近接した位置に計画することが望ましい。
- ③ シャワー等を設置する空間は，屋内外の保育空間や職員室から利用しやすく，また，3歳児等への対応がしやすい位置に計画することが望ましい。

(2) 面積，形状等

- ① 水飲み場，手洗い場，足洗い場は，幼児数，利用頻度等に応じた適当な数の水栓等を設置できる面積，形状とすることが重要である。
- ② シャワー等を設置する空間は，利用状況に応じた面積，形状を確保することが重要である。

第3章 園舎計画

第4 家庭・地域連携空間

1 預かり保育室

(1) 空間構成, 位置等

- ① 午睡やおやつ等の「預かり保育」独自の活動に対応した専用の室を計画することが望ましい。なお、保育室等と共用する場合は、「預かり保育」のための活動に適切に対応できる空間構成や雰囲気づくりをすることが重要である。
- ② 家庭的な雰囲気のゆとりと潤いのある空間となるよう計画することが重要である。また、職員室と近接した位置に配置することが望ましい。
- ③ 明るさを抑え、静かな環境を形成することが可能な午睡のための空間を計画することが望ましい。その際、布団等の収納や空調設備について留意することが望ましい。
- ④ 衛生面に配慮しながら、おやつ等の軽食を食べるための空間を計画することが望ましい。
- ⑤ 保護者が幼児を送り迎えするための玄関等については、保護者と幼児が円滑に出会えるよう配慮することが望ましい。

(2) 面積, 形状等

- ① 幼稚園の規模や「預かり保育」の対象となる幼児数、及び活動日数や活動時間帯等の運営方法も考慮し、適切な規模の面積とすることが重要である。
- ② 必要に応じて、床に畳やカーペット等を採用することも有効である。

2 子育て支援室

(1) 空間構成, 位置等

- ① 子育て相談や子育てサークル活動に対応したり、幼児の保護者同士及び保護者と教職員が交流したりすることができる子育ての支援活動専用の空間を計画することが望ましい。その際、玄関から近い位置に、内部の様子が分かるように計画するなど、立ち寄りやすい雰囲気とすることが重要である。
- ② 保護者との個別相談に対応でき、プライバシーを守ることでできる小部屋を計画することも有効である。
- ③ インターネットを活用し、保護者や地域住民と子育てに関する情報交換や相談に対応できる「子育て情報ネットワーク」の構築に配慮した計画とすることも有効である。

(2) 面積, 形状等

- ① 乳幼児を伴う保護者の利用に配慮し、乳幼児用のベッドや給湯設備、授乳用の空間などを備えた形状として計画することが望ましい。
- ② 乳幼児は床を這う、寝転ぶ、座る等の行動をとることに留意し、床材の選択やコンセントの仕様等については、安全性や衛生面に十分配慮することが望ましい。
- ③ 育児に関する情報を掲示するスペースや、育児に関する書籍や絵本の閲覧スペースを計画することも有効である。

3 PTA室

(1) 空間構成, 位置等

- ① PTA室は、保護者等が気軽に集まり交流や学習等ができ、教職員と相談しやすい

雰囲気とし、その位置は職員室と近接させることが望ましい。

- ② 地域住民やボランティア等が交流できる場としてPTA室を計画することも有効である。

(2) 面積，形状等

保護者，地域の人々，ボランティア等が幼稚園において活動する上でその拠点となる室として，必要な家具等を適切に配置できる面積，形状とすることが望ましい。

第5 管理空間

1 職員室

(1) 空間構成，位置等

- ① 職員室は，園庭，アプローチ部分などの見通しがよく，園内各所への移動に便利な位置に計画することが重要である。また，幼稚園開放の際，外部からの来訪者が訪問しやすい位置に計画することが望ましい。
- ② 教務，事務等の執務内容に応じた規模の空間を確保するとともに，幼児の活動を常時見守ることができ，緊急時にも速やかに対応できる位置に計画することが重要である。

(2) 面積，形状等

- ① 必要な家具，事務機器，放送設備等を適切に配置できる面積，形状とすることが重要である。
- ② 打合せや教材の開発・研究のための作業を行うコーナー等の空間や教材等を保管するスペースを確保することも有効である。
- ③ 休憩・休息，食事のための湯沸かし，流し等の設備を備えたラウンジやコーナー等の空間を確保することも有効である。

2 園長室・応接室

(1) 空間構成，位置等

園長室，応接室は，職員室と近接した位置に計画することが望ましい。

(2) 面積，形状等

- ① 園長室，応接室は，保護者の子育て相談等での利用にも対応できるよう配慮しつつ，必要な家具等を適切に配置できる面積，形状とすることが重要である。
- ② 幼稚園の歴史に関わる資料等を保管し，展示するための家具等を設置することのできる面積，形状とすることも有効である。
- ③ 指導要録等の幼児の個人的な情報を適切に管理することのできる面積，形状とすることが望ましい。

3 会議室

(1) 空間構成，位置等

- ① 教職員や保護者，地域住民の間で情報交換や触れ合いの機会がもてる空間として計画することが望ましい。
- ② 会議室は，必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用したり，各種作業の場として活用したりできるように計画することも有効である。

第3章 園舎計画

(2) 面積，形状等

会議室は，会議机等の家具を弾力的に配置することのできる面積，形状とすることが重要である。

4 保健室

(1) 空間構成，位置等

良好な日照，採光，通風等を確保でき，職員室や便所に近接した位置に計画することが重要である。また，相談室を併せて設けることも有効である。

(2) 面積，形状等

- ① 健康診断，応急処置，休養のための家具，機器を配置し，薬品等を安全に保管できる面積，形状とすることが重要である。
- ② 病気やけがの幼児を迅速に搬送できるよう，屋外に通じる専用の出入口を設け，洗浄設備を確保することも有効である。

5 受付

(1) 空間構成，位置等

防犯上の観点から，外部からの来訪者を確認し，不審者を識別できるようにするため，運営体制を考慮した上で，来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置で，職員室等に隣接した位置又はその一部に，来訪者応対用の受付を設置することが重要である。

(2) 面積，形状等

- ① 受付では，記帳や名札の受け渡し等が円滑に実施できる計画とすることが重要である。
- ② 外部からの来訪者が近寄り難い雰囲気とならないように，ゆとりや潤いといったデザイン上の工夫をすることが望ましい。

6 更衣室・休憩室

(1) 空間構成，位置等

- ① 教職員用の更衣室は，職員室と近接した位置に配置することが望ましい。
- ② 教職員用の休憩室は，職員室と近接した位置に配置し，ソファ等の家具や畳の導入を考慮し，ラウンジ的な空間として計画することが望ましい。

(2) 面積，形状等

更衣室は，男女別に計画し，ロッカー等の収納家具や，必要に応じてシャワー設備を設置できる面積，形状とすることが望ましい。

7 調理室

(1) 空間構成，位置等

- ① 安全かつ円滑な配膳経路の確保及び良好な環境衛生及び安全性の維持が可能となるよう計画することが重要である。
- ② 食堂・ランチルーム等の食事のための空間に近接させて計画することが重要である。
- ③ 騒音，異臭等により教育活動に支障を及ぼすことなく，また，外部から車の進入し

やすい位置に計画することが重要である。

- ④ 休憩、着替え等のための空間を確保することが望ましい。
- ⑤ 食品や食材の保管を適切に行うとともに、食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行い易い施設として計画することが重要である。
- ⑥ 調理室又は給食センター等から、食事のための空間へ配膳する間の保管場所については、異物混入を防ぐため、施錠等も含め計画することが重要である。
- ⑦ 食べ物への興味や関心を高めるため、安全性を確保した上で、幼児が訪れやすい場所に調理室を配置することも有効である。

(2) 面積，形状等

- ① 効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、必要となる設備を利用しやすいよう設置し、安全・衛生管理を適切に行うことのできる面積，形状とすることが重要である。
- ② 床を乾いた状態で使用するドライシステムにより計画することが重要である。
- ③ 開口部の位置や高さに配慮し，内部の様子を観察できるように計画することも有効である。

8 その他の管理諸室

- ① 洗濯機，乾燥機等を設置する場合は，幼児が自由に近づけない位置に計画することが重要である。
- ② 倉庫を設ける場合は，物品等の種類，寸法，量に応じて必要な空間を確保するとともに，搬出入に便利な位置に計画することが望ましい。
- ③ 機械室を設ける場合は，騒音や振動の影響，燃料などの搬入等を考慮して，幼児の保育空間から離れ，保守・点検を行いやすい位置に計画することが望ましい。
- ④ 管理諸室の周辺に職員や外来者用の便所，手洗いを計画することが重要である。

第4章 園庭計画

第1 基本的事項

1 教育環境の向上

(1) 幼児期の心身の発達，人体寸法，動作寸法，行動特性等を勘案して，幼児が自発的，自主的な活動を展開できるように，防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。特に，屋外に避難路*を計画する場合には，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状とするとともに，滑りにくい仕上げとすることが重要である。

※避難路：避難する際に通行する道路，通路，階段そのもの。一方，避難経路は，ある場所から避難目標地点まで最短時間でかつ安全に到達できる道筋を言う。

(2) 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は，車いすの利用者等の利用も踏まえ，スロープとすることが望ましい。この場合に，周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。

(3) 階段やスロープの上り口に，車いすの利用者などによる滞留が生じないように，十分な面積の上り口を確保することが望ましい。

(4) 園庭を構成する各施設部分について，指導方法，幼児の多様な活動内容や利用頻度等を十分勘案した適切な空間構成，配置等を計画することが重要である。

(5) 幼児の多様な活動内容に十分留意し，園舎周りの屋外空間や屋上等を含め，園地全体を活用して幼児が活動できるよう園地全体の連続性や回遊性に配慮することが重要である。

(6) 3歳児や乳幼児の利用が想定される場合は，専用の屋外保育空間を保育室に近接した位置に設けることも有効である。

(7) 幼児の自然体験を豊かにし，心身の発達を促すため，防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意しつつ，現存する森，樹木，池等や自然の傾斜，段差等を有効に活用することが望ましい。

(8) 環境を考慮した取組として，太陽光を利用したモニュメント，風力発電装置等を設置することは，環境教育を踏まえた活用という観点からも望ましい。

(9) 園地近傍の樹林，草原，小山，小川，池等を活用して園庭を計画することも有効である。

(10) 園舎の屋上，壁面，テラス，ベランダなどについて緑化することが，環境を考慮した施設づくりという観点からも有効である。

2 総合的かつ柔軟な計画

(1) 各施設部分・空間等は，相互の調和や全体的な景観に配慮し，園舎周りの屋外空間や屋上等を含め，園地全体を活用して幼児が活動できるように，園舎部分との連続性に配慮して計画・設計することが重要である。

(2) 幼児の多様な活動の展開に柔軟に対応するため，可動遊具の導入等により各施設部分の空間配分及び配置の再構成が可能な計画とすることが望ましい。

(3) 文化的な環境づくりのために，舗装面の装飾やモニュメントの設置等を計画することも有効である。

(4) 地域住民との交流や，保護者と教職員，保護者間の交流の場としての機能を充実させ

るため、園庭にベンチ、庭等の空間を計画することが望ましい。

- (5) 保育所との連携を行う場合は、相互の園庭の共用化を考慮した計画とすることも有効である。

第2 運動スペース

- (1) 敷地の形状を有効に活用し、変化に富み、遊びながら様々な活動を体験できる空間として計画・設計することが重要である。
- (2) 運動や遊びの種類、設置する遊具の利用形態等に応じて、必要な面積、形状等を確保できる計画・設計とすることが重要である。
- (3) 構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備え、また、適度の保水性と良好な排水性を確保するように計画し、設計することが重要である。
- (4) 表層部分の材料は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動等の内容に最も適した種類を選定することが重要である。
芝生を用いる場合には、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
- (5) 必要に応じ、東屋やパーゴラ等、日除けのための施設を適当な通風の得られる位置に設けることも有効である。
- (6) 屋上で運動する計画とする場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

第3 遊具

- (1) 固定遊具等は、幼児期の心身の発達にとって重要な役割を果たすことを踏まえ、自然の樹木や地形の起伏等を遊具として活用することや衛生面も考慮しつつ、幼児数や幼児期の発達段階、利用状況、利用頻度等に応じ必要かつ適切な種類、数、規模、設置位置等を検討することが重要である。その際、幼児のみで利用しても十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のもので選定することが重要である。特に、朝礼台や金属のポール等は必要に応じ、カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また、幼児の想定外の使い方による落下、衝突、転倒などに配慮することが望ましい。
- (2) 固定遊具、可動遊具ともに定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。とりわけ、揺れ、回転、滑降等を伴う遊具の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。
- (3) 固定遊具の支柱の基礎部分及び遊具の周りは、幼児の安全に配慮した仕上げ、構造等とすることが重要である。
- (4) 幼児の興味や関心、遊びの変化等に応じ遊具の再配置が可能となるように、可動遊具や組立遊具を安全性に留意して導入することも有効である。

第4 砂遊び場、水遊び場その他の屋外教育施設

1 砂遊び場

第4章 園庭計画

- (1) 安全面及び衛生面における維持管理に十分留意しつつ、適当な面積、形状、砂質等のものを確保することが重要である。
- (2) 日当たりが良く安全かつ効果的に利用できる位置に計画することが重要である。

2 水遊び場

- (1) 水質管理ができるプール等の水遊び場を計画することが望ましい。また、水質管理や利用形態に十分留意しつつ、幼児が楽しく遊べる小川や池、可動式の水遊び場を計画することも有効である。
- (2) 日当たりが良く、安全かつ衛生的に管理できる位置に計画することが重要である。また、必要に応じ、日除けのための設備を設置することが望ましい。

3 その他の屋外教育施設

- (1) 動植物の飼育、栽培のための施設を、安全面や衛生面に留意しつつ、計画することも有効である。その際、幼児が活動しやすいよう配慮することが望ましい。
- (2) 敷地内に地域の自然を活用したビオトープ[※]を計画することも有効である。

※ビオトープ：水生植物、水生動物等の観察ができる小川、池等をはじめとする生物の生息空間。

- (3) 敷地内に、幼児が登ったり駆け下りたりできる築山、通り抜けができるトンネル、泥遊びができる場所等を安全面及び衛生面に留意しつつ計画することが望ましい。
- (4) 憩い、食事、交流、発表等の場として、ステージ、ベンチ等を設置することも有効である。

第5章 緑化スペース

1 共通事項

- (1) 植栽、草花などの自然を取り込んだ緑化スペースが教材としても活用されるよう配慮し、園地全体に積極的かつ効果的に取り入れることが重要である。
- (2) 緑化に当たっては、維持管理の方法を十分検討しつつ、樹木の成長等の状況を十分予測し、長期的な展望の下に計画することが重要である。
- (3) 土地的条件、気候的条件などを十分考慮するとともに、有毒、有害寄生虫の有無等に留意し、適切な種類の樹木や草花等を選定することが重要である。
- (4) 四季折々に花を咲かせ、実をならせる樹種を選定するなど、植物やそこに飛来する野鳥、昆虫等の生態等を観察できるように計画することが重要である。
- (5) 明るい雰囲気を作り出し、幼稚園への愛着や思い出につながり、地域住民が誇りや愛着をもつことのできる緑化計画とすることが望ましい。
- (6) 敷地内に十分な緑化の空間を確保することのできない場合などにおいては、安全性に十分留意しつつ、建物の外周部、屋上等を緑化に活用することが重要である。

2 樹木

- (1) 樹高の高い樹木を園舎の周囲、園地周辺部等にまとまりを持たせて配植したり、1本又は数本の樹木をポイント的に配植することも有効である。

- (2) 樹木の配植に当たっては、目的とする機能を有効に発揮することができるよう樹種、機能等に応じ間隔、配列等を設定し、園舎内や敷地周囲等からの見通しを妨げない計画とすることが重要である。
- (3) 園舎等の建物周囲へ樹木を配植する場合は、室内の採光、通風等に支障を生じることのないよう計画することが重要である。
- (4) 園地周辺部に樹木を配植する場合は、日影、落葉等によって周辺地域へ支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、周辺地域の景観と調和し、良好な景観の構成に貢献するよう計画することが望ましい。
- (5) 安全性に留意しつつ、木登りなどの遊びをできる樹種を選定することも有効である。
- (6) 郷土産のものを中心に、四季の変化、生態等を観察することのできる樹種を選定することが望ましい。

3 植え込み

- (1) 低木による植え込みを、前庭部、園舎周囲、沿道部、敷地境界部等にある程度の密度を持たせて計画することも有効である。
- (2) 植え込みを計画する場合は、維持管理や防犯上死角の原因とならないことに十分留意しつつ、目的、場所等に応じた適切な樹種を選定し、ある程度の密度をもって、配植することが望ましい。
- (3) 樹高の高い樹木と組み合わせる場合には、植え込みに日照障害を生ずることのないよう留意して計画することが重要である。

4 芝生

- (1) 芝生のもつ効用を、維持管理及び植栽場所に十分留意しつつ、効果的に活用することも有効である。
- (2) 使用目的及び使用場所に適した種類の芝を選定することが重要である。
- (3) 樹木等と併用する場合は、芝に日照障害を生じることのないよう留意して計画することが重要である。
- (4) 前庭部、保育室の前面等に芝を配植することも有効である。
- (5) 幼児が日常的に使用する部分は、感触、踏圧に対する耐性、維持管理のしやすさ等に留意して芝の種類を選定することが重要である。
- (6) 芝の植付けに当たっては、生育条件の確保に留意しつつ、種類等に応じて植付けの方法、時期等を選定することが重要である。

5 花壇

- (1) 幼児が自発的、自主的に世話ができ、また管理もしやすいように、位置、規模等を計画することが重要である。その際、栽培する草花、野菜等の種類は、開花や収穫の時期及び期間、手入れや収穫等の管理の難易を十分検討し、適切なものを選定することが望ましい。
- (2) 設置位置は、日当たりがよく、目につきやすく、かつ、管理に容易な場所とすることが望ましい。

第4章 園庭計画

- (3) 形状等については、複雑な形状及び過度の広さとする事は避け、周囲をレンガ、ブロック等で縁どり、適当な規模に区画することが望ましい。
- (4) 花壇とは別に、花壇面積に応じた十分な苗場を用意しておくことが望ましい。

6 生け垣

- (1) 潤いのある親しみやすい環境を構成する上で、侵入防止、目かくし、防じん、防音等遮へいの必要な部分に生け垣を計画することも有効である。
- (2) 生け垣を計画する場合は、場所及び目的に応じ、生け垣の種類や使用する樹木等を選定し、防犯上も考慮し計画することが重要である。また、景観構成上も有効となるよう配植することが望ましい。
- (3) 園地周辺部に計画する場合は、目的とする機能の確保に留意しつつ、変化をもたせ、厚みを感じる計画とすることが望ましい。
- (4) 園地内の施設の境界に計画する場合は、目的とする機能の確保に留意しつつ、区画する施設その他の背景と調和し、かつ、園地内の良好な景観を構成するよう樹種、配植等を計画することが望ましい。

第6 門、囲障等

1 門

- (1) 幼児の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (2) 津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビルまでの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。
- (3) 幼児等の通行量が最大となる時間帯の通行密度、緊急車両の通行等を勘案して十分な幅の通行部分を確保することが重要である。
- (4) 幼児の道路への飛び出しを避けることができるように、門及び門周りの囲障の仕様、配置等を計画することが望ましい。
- (5) 門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるように計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。
- (6) 不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、門の施錠管理を適確なものとする事が重要である。また、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。
- (7) 見通しのきかない位置に門を設けざるを得ない場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- (8) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。また、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。
- (9) 門の周辺に、送迎の際などに保護者同士が交流できる空間を計画することが望ましい。
- (10) 緊急避難場所や避難所となる場合においては、緊急避難場所等である旨及び避難経路

をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。

2 囲障等

- (1) 囲障は、地域状況に応じ防犯にも留意しつつ、周辺環境に調和し、開放的で親しみを感じられるよう計画することが望ましい。
- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らないものとすることが重要である。また、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保することが望ましい。
- (3) 防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。
- (4) 生け垣とする場合には、維持管理や周辺への影響について十分検討し、適切に樹種を選択し、配列することが重要である。
- (5) 運動スペース周辺の住宅、道路の状況等に応じて、防護ネット等を計画することが望ましい。
- (6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計することが重要である。

3 駐車場等

- (1) 必要最小限の自動車や自転車等の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 出入りに伴う騒音、排気ガス等が教育活動や周辺に影響を及ぼすことのないよう計画することが重要である。
- (3) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。
- (4) 必要に応じ、通園バスの駐車場や送迎の際の乗降場所、保護者、幼稚園開放における利用者、外部からの訪問者の自転車やベビーカー等を置くための場所を計画することが重要である。

第5章 詳細設計

第1 基本的事項

1 安全性を重視した設計

- (1) 教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 幼児の活動や園具、遊具等の移動を考慮し、床、壁等は十分な強度と適度な弾力性を備えた材質、工法とすることが重要である。
- (3) 幼児の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うなど、各部における細部に至るまで、幼児の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。

また、本来、幼児が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。

- (4) 地震、暴風時等における天井、照明等の脱落、破損や家具の転倒、落下の防止、経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止など、非構造部材等の安全性を確保するため、適切な設計、仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じることが重要である。

2 機能性に配慮した設計

- (1) 幼児期の発達段階に留意しつつ、人体寸法、動作寸法、行動特性等に配慮して設計することが重要である。
- (2) 3歳児や障害のある幼児のために特別な仕様とする場合は、これらの幼児が有している運動・動作、認知等の能力を最大限発揮させ、その発達を促すよう配慮することが望ましい。
- (3) 障害のある幼児、教職員及び幼稚園開放時の高齢者、身体障害者等の利用を考慮し設計することが重要である。
- (4) 各室や空間に求められる機能や環境条件に応じて、材質や色彩・形状等の意匠を、設備や家具の導入計画も併せて一体的に設計することが重要である。
- (5) 幼児の興味や関心、目の高さに留意して、案内図やサイン、標識等を計画することが望ましい。

3 快適性に配慮した設計

- (1) 日照、採光、換気、通風、保温、音響等による良好な環境条件の確保に留意しつつ、ゆとりと潤いを感じられる設計とすることが重要である。
- (2) 屋内の熱の損失、結露等外気の影響を低減し、居住性を高めるために、外壁、屋上、最下階の床等の各部を断熱化することも有効である。
- (3) 色彩の視覚面や心理面での効果、材質や仕上げの感触面での効果を十分に検討し、設計することが重要である。
- (4) 柔らかかで温かみのある施設づくりを行うことが重要である。

4 耐用性に配慮した設計

(1) 当該地域の気候的条件、各室・空間の利用内容等により必要とされる耐候性、耐用性等を備えるよう設計することが重要である。

その際、幼児の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するよう設計することが重要である。

(2) 十分な防汚性を備えるよう設計することが望ましい。

(3) 上階部の外部や吹き抜け等に面した窓拭き、換気扇の清掃等の日常的なメンテナンスの方法等を考慮し計画することが重要である。

第2 内部仕上げ

1 共通事項

(1) 必要とされる環境、性能等を適確に実現することができるよう下地及び表面の仕上げを一体的に設計することが重要である。

(2) 設備及び家具の導入計画に留意しつつ、意匠、材質、色彩等を総合的に設計することが重要である。

(3) 幼児の活発な活動、家具、教育機器等の頻繁な移動等を考慮し、十分な安全性、強度及び必要な吸音性を持つ材質、工法等とすることが重要である。

(4) 家具、設備等について、明確な配置計画を策定し、必要に応じ配置予定部分の床、壁、天井等を補強し、確実に固定するための措置を講じるように設計することが重要である。

(5) 地域の特色ある意匠、材質等を活かした総合的な設計をすることが重要である。

2 材質

(1) 燃えにくい材質のものを使用することが望ましい。特に、火気使用室、暖房器具の周辺の天井、壁等の内装は、十分な防火性のある材質のものを使用することが重要である。

(2) 床には滑りやすい材質のものの使用を避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。

(3) 水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃等の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。

なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。

(4) 適度に吸音性のある材質のものを使用し、適切に施工することが重要である。特に、面積の広い室・空間、大きな騒音の発生が予想される室・空間については、十分な吸音性をもつ材質のものを使用することが重要である。

(5) 汚れにくく、清掃がしやすい材質のものを使用することが望ましい。特に、食物を扱う室・空間、便所、洗面所、昇降口等の内装は、十分な耐汚性を持ち、日常的に清掃がしやすい材質のものを使用することが重要である。

(6) 壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性を持ち、十分な耐久性のある材質のものを使用することが重要である。特に、運動を行う空間の床は、不陸^{ふりく}や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。

第5章 詳細設計

- (7) 幼児の心を和ませ、また、保育空間に家庭的な雰囲気醸し出すため、柔らかな手触りや温かみの感じられる木質材料、畳等の素材を適宜使用することが望ましい。
- (8) 再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。
- (9) 幼児の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生のない、若しくは少ない建材を採用するとともに、施工手順・方法に配慮することが重要である。

3 天井、壁等

- (1) 剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。
- (2) 壁には、幼児の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。
- (3) 柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である。
- (4) 運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。
- (5) 音の発生する室・空間及び一定の静寂さを必要とする室・空間の壁、天井等は、適度の遮音性をもつ仕様とすることが重要である。
- (6) 建物の外気に面する壁、最上階の天井等を断熱化することも有効である。
- (7) 幼児の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。その際、幼児の目の高さに留意して計画することが望ましい。
- (8) 遊具の収納空間や、多様なコーナー、アルコーブ、デンを設けるなど、幼児の遊びを生み出す場として壁を活用することも有効である。
- (9) 移動・可動間仕切等を導入する場合は、必要に応じ、防音性のある材質のものを使用することが望ましい。

4 床

- (1) 床には、気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや、これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には、必要に応じ、適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。
- (2) 障害のある幼児、教職員、保護者及び幼稚園開放時の高齢者、障害者等が支障なく活動ができるよう、床には障害となる段差等を設けないことが重要である。
- (3) 床は、幼児が這う、寝転ぶ、座る等の行動に対して、安全な仕上げとすることが重要である。
- (4) 結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。
- (5) 運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状

とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。

- (6) 活発な活動を行う空間を上階に計画する場合は、振動及び騒音の伝播の防止を考慮した仕様とすることが重要である。
- (7) 階段は、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。

第3 開口部

1 共通事項

- (1) 採光，通風，換気等を効果的に行うことのできる配置，大きさ，形式等とすることが重要である。
- (2) 幼児等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震，暴風等に対して脱落，破損等することのないよう，十分安全でかつ使用しやすい構造，形式等とすることが重要である。特に，幼児の衝突に対して十分な安全を確保できるように，材料，形状等を計画することが重要である。
- (3) 遮音，断熱等が必要な室・空間の開口部については，建具本体，建具本体と枠との取り合い部分に十分な気密性を確保した仕様とすることが重要である。なお，必要に応じ断熱仕様の建具とすることも有効である。
- (4) 奥行きが深い空間や面積の広い空間は，採光，換気，保温等の環境条件の確保に特に留意し開口部の位置，面積，仕様等を設計することが重要である。
- (5) ガラスは，人体及びボール等の衝撃や，地震，風等の災害に対し破損しにくく，又は破損しても事故につながらないように，各種ガラスの性能を十分に踏まえ，使用場所及び使用目的に適した種類，厚み，大きさのものを選択することが重要である。
また，衝突を防ぐため手すり等を設けたり，錯覚して衝突しないように，ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。
- (6) 扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。

2 窓

- (1) 利用内容等に応じ，適切な採光を確保できるように，窓の位置，面積，形式等を適切に設定することが重要である。また，清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。
- (2) 幼児の教育の場となる室・空間の窓は，必要かつ十分な面積を確保し，幼児の目の高さに留意した適切な位置に設計することが重要である。
- (3) 日射の強さや方向，室内の活動の状況に応じ日照を調節することのできるよう庇の形状，ガラスの選定等について検討することが望ましい。
- (4) 教育内容に応じ室内を暗くすることが必要な室・空間の窓には，外部からの光を適宜遮断することのできる設備等を設けることが望ましい。
- (5) 窓による自然換気を計画する場合には，位置，開閉の方法等に留意し，有効な開口面積を確保することのできる形式とすることが重要である。
- (6) 墜落のおそれのある窓は，幼児の目の高さに留意し，腰壁の高さを適切に設定し，窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また，幼児の墜落防止等のた

第5章 詳細設計

めに、必要に応じ、窓面に手すりを安全な高さに設けること、開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。

- (7) 低層階の外部に面する窓は、防犯性能の高いものとするのが望ましい。
- (8) 庇を設ける場合には、屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際、高さや材質、大きさ等について、安全であると錯覚しないように配慮した計画とし、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。
- (9) 天窓については、夏季における温度の上昇、材料の性能劣化、地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。
- (10) 人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とすることが重要である。

3 出入口

- (1) 出入口の幅は、非常時の幼児の避難や、幼稚園開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。

また、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないように敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。

- (2) 出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
- (3) 屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止することができる設計とすることが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。
- (4) 屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等は、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。特に、防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、幼児に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

4 換気口等

- (1) 必要に応じ、換気口を各室・空間に適宜設けることが望ましい。なお、臭気、湿気等の発生しやすい室・空間や室内空気汚染の低減のためには、恒常的に自然換気が得られるよう換気口を設けることが重要である。
- (2) 給気及び排気孔は、必要かつ十分な開口面積を確保し、適切な設置位置、開閉形式等とすることが重要である。
- (3) 日常使用しない床下点検口等の扉は、簡単に開かない仕様とすることが重要である。

第4 外部仕上げ

1 共通事項

- (1) 環境条件による影響に対し、十分な耐性のある設計とすることが重要である。
- (2) 幼児の遊びや生活の場としてふさわしく、幼稚園や地域の歴史及び伝統、地域の景観、風土等と調和し、かつ、地域社会の核としての風格を備えるよう設計することが重要である。

2 材質

- (1) 気候的な条件や経年に対し、汚れにくく、変容しにくい材質のものを使用することが重要である。
- (2) 幼稚園周辺の状況に応じ、燃えにくい材質のものが望ましい。
- (3) 地域のそれぞれの環境条件に応じて、構造体を保護することができる材質を使用することも有効である。
- (4) 再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。

3 屋根、外壁等

- (1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。
- (2) 幼児の保育空間に面する部分は、幼児の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に、壁や柱などの出隅部分は、幼児の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。
- (3) 建物全体の調和を保ちながら、芸術的、文化的な要素を取り入れた計画とすることも有効である。
- (4) 屋内の熱の損失及び外気の影響等を低減し居住性を高める上で、外壁、屋上等の各部を必要に応じ断熱化することも有効である。
- (5) 雨樋は、落葉等による詰まりや冬期の凍結に留意した計画とすることが望ましい。
- (6) 犬走りやテラスその他幼児が通行する部分には、危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。

第5 家具・遊具

- (1) 書棚、可動式物入れ、その他の重量物等は重ねないことを原則とし、地震時や幼児の衝突等による力で転倒や落下等しないようにすることが重要である。
- (2) 幼児の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性及び安全性が確保されるとともに、幼児の人体寸法にあった家具や遊具等を計画することが重要である。
- (3) 幼児の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生のない、若しくは少ない材料を採用することが重要である。
- (4) 各室や空間に求められる機能や環境条件に応じ、温かみのある材質や色彩・形状の家具や遊具等を導入することが重要である。
- (5) 地場産材等を生かした木製家具等について計画することも有効である。

第6 その他

1 屋上

- (1) 屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。
- (2) 保守点検を行いやすい計画とするとともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。
- (3) 地域の景観等を考慮した形状において計画することも有効である。
- (4) 屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。
- (5) 屋上への出入口は、幼児が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。
- (6) 塔屋等のタラップについては、幼児が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。
- (7) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落防止のために、適切な高さで十分な強度を持った腰壁や手すりを設計することが重要である。
- (8) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等の笠木や手すりは、勾配を適切に設定するなど、上部に物が置けない形状とすることが重要である。

2 手すり

- (1) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さで十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、幼児の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。
- (2) 廊下・階段等の手すりは、幼児が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。なお、幼児の体格を踏まえ、二段手すりを整備することも有効である。
- (3) 階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (4) 手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないように終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。
- (5) 必要に応じ、設置高さ等に留意しつつ、障害のある幼児や教職員、保護者及び幼稚園開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるよう滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側、便所などに設けることが望ましい。

第6章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 幼児等が遊びや生活の場として一日の大半を過ごすだけでなく幼稚園開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保するように計画し、設計することが重要である。
- (2) 地震時に、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して設計する等、耐力計算に余力をもたせた設計とすることが重要である。また、天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。
- (3) 多様な保育形態に対応する上で必要とされる幼稚園固有の空間の構築に対し、十分な構造を計画し、設計することが重要である。
特に、桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。
- (4) 必要となる空間、設備等の改造・改修に対し、構造上十分な余裕を確保した設計とすることが望ましい。
- (5) 木材が持つ優れた性能・効果等によって、温かみと潤いのある学習環境・生活環境等を確保するため、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することも有効である。

2 耐久性能

- (1) 経年に対する十分な耐用性を確保することができるよう設計することが重要である。
- (2) 気候的条件や地理的特性等の環境条件による影響に対し、十分な耐久性を確保できるよう設計することが重要である。
- (3) 将来の施設機能の変化に対応するため、構造体自体の耐久性を高めるとともに、内部区画・仕上げは構造体と分離する等、長期間有効に使用できる建物として計画することが望ましい。

第2 上部構造

1 建物形状

- (1) 変形、ねじれ、力の集中等をできるだけ生じさせないよう構造的に均衡のとれた形状とすることが重要である。
- (2) 将来の室機能及び設備の変動等に留意し、スパン割を適切に設定することが重要である。
- (3) 不整形あるいは細長い形状の建物となる場合には、建物各部に不均衡な力が生じないよう構造的に適切に分割して設計することが重要である。

2 鉛直力に対する設計

- (1) 建物自重及び積載荷重を実状に応じ設定し、当該建物に掛かる鉛直力を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 構造形式を適切に設定し、当該構造形式に応じ、部材の必要な断面を確保することが重要である。
- (3) たわみや振動などを生じることがないように横架材の配置及び床版の面積を適切に設定

第6章 構造設計

し、必要な部材断面を確保することが重要である。

3 水平力に対する設計

- (1) 地盤条件や建物形状等に留意しつつ、地震・風等による当該建物にかかる水平力を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 構造上支障となる変形、ねじれ、力の集中などを生じないよう構造形式を適切に設定し、構造種別に応じ、構造要素を釣合よく配置することが重要である。
- (3) 二次壁を設ける場合には、それらの取り付く柱、梁等の剛性への影響に十分留意し、せん断破壊等を生じないよう設計することが重要である。
- (4) 各階各方向には十分な耐震壁を配置することが重要である。なお、耐震壁を十分取ることができない場合においては、架構に余力をもたせた設計とすることが望ましい。
- (5) 鉄骨造及び木造の建物は、接合部の設計に留意するとともに、変形が過大とならないよう設計することが重要である。

4 積雪に対する設計

- (1) 当該建物にかかる積雪荷重を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 多雪地域において屋根に雪の落下を抑制する措置を講じる場合には、屋根面の積雪荷重の設定に特に留意することが重要である。

5 洪水、高潮、津波に対する設計

園地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、幼児等が園舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。

6 その他

- (1) 建物から突出する部分は、必要な耐震、耐風、耐寒冷性等を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 広い面積を有する屋根は、各構成部材に十分な強度を有するものを使用し、各部材相互を確実に緊結することが重要である。
- (3) 天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。

第3章 基礎

1 共通事項

- (1) 直接基礎におけるスラブ形式又は杭基礎における杭の工法及び種類を適切に設定することが重要である。
- (2) 構造的に一体となる建物は、基礎形式は一種類とし、良質かつ同一の地盤に支持させることが重要である。

(3) 施工に伴う周辺への影響等に十分留意し、適切な基礎工法を計画することが重要である。

2 鉛直力に対する設計

- (1) 直接基礎の場合においては、支持させる地盤の土質、地耐力等に応じ、十分な接地面積を確保し、断面形状を適切に設計することが重要である。
- (2) 杭基礎の場合においては、中間層の土質、支持層の地耐力等に応じ、支持方式を適切に設定し、杭の種類、断面形状等を適切に設計することが重要である。
- (3) 地盤沈下を生じている地域及びその可能性がある地域において杭基礎を用いる場合には、必要に応じ、負の摩擦力の検討を行うことが重要である。

3 水平力に対する設計

- (1) 直接基礎の場合においては、雨水等による洗掘、寒冷地における凍上等に留意しつつ、水平力に対する抵抗を考慮し、基礎の根入れ深さを適切に設定することが重要である。
- (2) 杭基礎の場合においては、必要に応じ、負担する水平力に対する杭の安全性を検討することが重要である。
- (3) 杭基礎の場合においては、地震等により建物にかかる水平力を確実に地盤に伝えることができるよう基礎スラブと杭頭との接合部に必要な強度を確保することが重要である。

第4 既存施設の耐震化推進

1 優先的な耐震化対策

地震発生時における幼児等の人的被害を防止するため、個々の幼稚園施設の耐震性能を適確に把握した上で、当該地域に予測される地震動の大きさも考慮し、倒壊又は大破する恐れのある危険度の大きいものから優先的に改築や耐震補強等の耐震化事業を実施していくことが重要である。

2 耐震化推進計画の策定

- (1) 耐震化に関する個別事業の緊急度や年次計画等を内容とした耐震化推進計画を策定するため、行政関係者、学校関係者、学識経験者等で構成する検討委員会を設置することが重要である。
- (2) 耐震化推進計画を策定する際には、一定の期間を設定し、具体的な目標を策定することが重要である。また、策定した目標が実現可能となるよう年次計画を設定し、耐震化の着実な推進に努めることが重要である。
- (3) 具体的な耐震補強方法の選択に当たっては、様々な工法について工事費や工事単価を比較検討するなど、合理的な耐震化推進計画の策定に努めることが重要である。
- (4) 地方公共団体等の設置者は、所管する幼稚園施設の耐震診断結果や耐震化推進計画の内容等について、幼稚園関係者に対し公表した上で、耐震化事業の緊急度等について幅広い合意を形成していくことが重要である。

3 非構造部材等の耐震化対策

園舎等における天井材、体育器具、照明器具、電気・機械設備機器、家具等の非構造部

第6章 構造設計

材等についても早急に耐震点検を行い，破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。

4 質的向上への対応

既存施設の耐震化を推進する際，多様な保育ニーズへの対応，ゆとりと潤いのある施設づくり等，幼稚園施設の質的向上に係る課題についても併せて十分に検討し，総合的な見地から必要な対策を講じることが重要である。

第5 その他

1 園舎付設物

- (1) 塔屋，高架水槽，屋外突出煙突等の園舎付設物は，設計震度を園舎より大きく設定して設計することが重要である。
- (2) 園舎との接続部分は，十分な強度を確保するよう設計することが重要である。
- (3) 園舎の屋外に避難階段を設ける場合には，基礎，園舎との接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

2 渡り廊下

- (1) 渡り廊下を設ける場合には，基礎，架構等の各部材及び接合部には十分な耐力を確保することが重要である。
- (2) 渡り廊下と園舎等との取合い部は，構造的に分割するなど地震時等に被害を受けないよう留意して設計することが重要である。

3 屋外施設

フェンス，門柱，固定遊具，大型ポール，小規模な構造物等を設ける場合においては，基礎の根入れ深さを適切に設定し，基礎，台座，壁体，支柱等の各部材，接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

第7章 設備設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 多様な学習及び生活の諸活動等において幼児等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性、防犯性など安全性を考慮して計画し、設計することが重要である。
- (2) 幼児の誤っての接触や、教材・園具、遊具等の衝突などによる事故等の防止に十分留意して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画することが重要である。
- (3) 機器等は十分堅牢なものとなるよう計画し、設計することが重要である。また、機器等の設置及び配管は、地震時等においても事故や落下・転倒等による危険の生じることのないよう計画し、設計することが重要である。

2 信頼性

- (1) 安定した確実な性能の機器を選定し、システムを計画し、設計することが重要である。
- (2) 構造体の変形に柔軟に追従することができるよう配管、配線等を設計することが重要である。

3 機能性

- (1) 幼児の遊びや生活等において要求される各室・空間の機能及び環境を確保し、維持することができるよう園舎計画と総合的に計画し、設計することが重要である。
- (2) 将来の教育内容・保育形態等の変化に伴い必要とされる機能の変化、地域住民の利用の増加等に柔軟に対応することができるよう計画し、設計することが望ましい。
- (3) 必要に応じ、災害時における飲料水、電源等を確保するため、貯水槽や自家発電設備、避難者のための便所等について計画することも有効である。
- (4) 環境教育に直接寄与する設備・計測機器等の設置を計画することも有効である。

4 快適性

- (1) 幼児の健康に配慮し、園内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等に十分に配慮した計画とすることが望ましい。
- (2) 各室・空間の利用内容、利用状況等に応じ、適切な環境が得られるように計画することが重要である。

5 利便性

- (1) 各室・空間の利用状況等に応じ利用者が各設備を適宜運転し、停止し、又は調節することができるよう操作性の確保に留意して計画し、設計することが重要である。
- (2) 室・空間を分割して利用することを計画する場合は、分割した各空間において必要となる設備を確保し、適宜操作することができる設計とすることが重要である。
- (3) 構造体や内部区画及び仕上げの形式に関わらず設備機器の更新・増設等に柔軟に対応できるようにするとともに、必要とする維持管理を適切に行うことができるよう計画し、設計することが重要である。

6 効率性

- (1) 各室・空間の利用内容，利用状況等に応じエネルギーを効率的かつ適切に供給することができるよう総合的に検討して計画し，設計することが重要である。
- (2) 設備機器・システムは，環境負荷の低減に配慮するとともに，初期投資時に必要な費用，維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画し，設計することが望ましい。
- (3) 太陽熱給湯や太陽光発電，風力発電等の導入については，導入規模，維持管理方法，休暇期間中の対応等を十分考慮して計画することが望ましい。
- (4) 節水型機器の導入，雨水の便所洗浄水や園庭散水への利用，排水再利用など水資源を無駄なく有効に活用する工夫をすることが望ましい。

第2 照明設備

1 共通事項

- (1) 照明器具は，当該空間の利用内容，利用時間帯等に応じ必要となる照度を確保し，見やすくまぶしさのない良質な光の得られるものを選定し，設計することが重要である。
- (2) 照明器具の配列は，当該空間の面積，形状等に応じ，活動空間の各部における明るさの分布が均一となるよう，また，まぶしすぎないように設定することが重要である。
- (3) 照明器具の設置位置は，必要な維持管理の方法，他の活動空間，周辺地域等に与える影響等について十分検討し，適切に決定することが重要である。
- (4) 照明の配線系統は，適宜各部の照明の点滅を行うことができるよう照明器具の配列等に応じ適切に計画し，設計することが重要である。
- (5) 照明の点滅装置は，操作しやすい仕様のものを選定し，適切な位置に配置することが重要である。また，環境負荷の低減の観点からは，センサー等を利用した方式を選定することも有効である。
- (6) 変化のある空間づくりのために，均一な照度を確保するための全体照明とは別に，照度に変化を持たせた雰囲気づくりのための照明計画を行うことも有効である。

2 室内照明設備

- (1) 各室・空間の照明の方式，器具の種類，配列及び設置位置は，当該各室・空間の面積，形状等に応じ，適切に設定し，設計することが重要である。
- (2) 幼児が注視する面及び視野に入る部分に設置する照明設備は，照明の光源が直接幼児等の目に入らないよう照明の方式を適切に設定し，向きに留意して適切な位置に配置することが重要である。
- (3) 視聴覚教育メディアを活用する室・空間の照明設備は，必要に応じ適宜室内各部の照度を調節することができるよう設計することが望ましい。
- (4) 照明設備は落下防止措置を行うとともに，必要に応じ，破損防止の措置を講じることが重要である。特に，保育空間の照明設備は，活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。

3 屋外照明設備

- (1) 外気に直接露出する機器等は、当該地域の気候的状况を勘案し、十分な耐候性を備えるよう計画し、設計することが重要である。
- (2) 照明機器は、必要に応じ、破損防止の措置を講じるとともに、堅固に取り付けることが重要である。また、周辺環境への影響を考慮するとともに、必要に応じ、非拡散性の光源のもので計画することが重要である。
- (3) 防犯や防災を目的として園地周辺部、園舎周囲等を照明する常夜灯を設置することも有効である。
- (4) 避難路については、夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。

第3 電力設備

1 コンセント

- (1) 各室・空間におけるコンセントの種類、規格、数等は、電力を使用する教育機器等の種類、数、使用電力量等を適切に把握し、また、将来における各室・空間の使用方法の変更にも対応できるよう設計することが重要である。
- (2) 各室・空間におけるコンセントの設置は、使いやすい位置に、安全な仕様で設計することが重要である。
- (3) フロアコンセントを設ける場合は、幼児に対する安全性や清掃等の維持管理に留意し、位置、設置方法等を十分検討して設計することが重要である。
- (4) 電圧の高いコンセントには、その電圧、用法等を明記することが望ましい。
- (5) 安全性を考慮し、できる限り漏電遮断器を設置することが望ましい。

2 受変電設備等

- (1) 受変電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。
- (2) 電力使用量を常に把握するため、電力値を計測できるよう設計することも有効である。
- (3) 受変電設備の設置は、台風、豪雨等による出水時においても冠水することのない場所、高さ等を選定して行うことが重要である。
- (4) 受変電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講ずることが重要である。
- (5) 配線の系統は、用途等に応じ、適切に区分して設計することが望ましい。

第4 情報通信設備

1 音声系設備

- (1) 拡声器等は、利用目的に応じ、可聴範囲に留意しつつ、適切な位置に堅固に取り付けることが重要である。
- (2) 受信側で音量を任意に調節することができるよう設計することが重要である。
- (3) 非常時に幼児等の速やかな避難行動を促すことができるよう、停電時にも対応できる園内放送設備を整備することが重要である。
- (4) 屋外に設置する拡声器については、その音響が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位

第7章 設備設計

置及び向きに十分留意して設計することが重要である。

2 映像系設備

- (1) 共聴アンテナによりテレビ放送等の受信を行う場合には、電波の増幅、各室への配線経路等に十分留意することが重要である。
- (2) 共聴アンテナを建物外構に設置する場合には、転倒防止、維持管理の方法等について十分留意して設置することが重要である。
- (3) テレビ等の受像装置は、窓、照明等の位置を考慮して適切な位置を選定し、台、壁等に堅固に取り付けることが重要である。
- (4) テレビ等の放送方式に係る技術の進展を、あらかじめ見込んで計画することも有効である。

3 情報系設備

- (1) 電話、インターホン、コンピュータ、インターネット等の設備は、利用の目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。
- (2) 各保育室や管理関係室から離れている室等には、必要に応じ、電話、インターホン等の通信設備を設けることが望ましい。
- (3) 室内、廊下等を含めた園内のあらゆる場所で、急速に変化する様々なメディアに対応できるよう床仕上げ、配線等に柔軟性を持たせた設計とすることが重要である。
- (4) 災害情報を入手するため、防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。
- (5) 非常時においては、安否確認や救援要請など、外部との連絡が必要となることから、行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお、津波等の災害により孤立する可能性がある場合には、救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。

第5 給排水設備

1 給水設備

- (1) 受水槽、高架水槽等は、教育活動において利用する水の量を幼児数、教職員数等に応じ適切に算定し、同時使用率を考慮して適切な容量を設定し、適切な位置に設置することが重要である。
- (2) 飲料水用の給水設備については、水質管理等衛生管理に十分配慮することが重要である。なお、水槽の設置については、衛生管理を行いやすいよう位置を適切に選定し、周囲に管理作業上必要な動作空間を確保することが重要である。
- (3) 水栓の個数、配置及び配管の経路は、利用状況に応じ、効率的かつ支障なく水の供給を行うことができるよう適切に設計することが重要である。
- (4) 屋外における教育活動の実施を考慮し、必要に応じ、保育室前のテラス等への水栓の設置について計画することも有効である。
- (5) 飲料用の浄化装置等を備えた水道についても、必要に応じ設置を検討することが望ましい。

- (6) 散水設備を設置する場合には、必要な散水能力を合理的に設定し、利用しやすく、幼児等の活動に支障を生じないように適切に位置を選定し、設計することが重要である。
- (7) 必要に応じ、雨水を中水として利用し、水資源を無駄なく有効に活用することも望ましい。

2 排水設備

- (1) 当該地域における公共下水道施設の整備状況等を十分把握し、排出される汚水、雑排水等を適切に処理することのできる排水方式を計画し、設計することが重要である。
- (2) 浄化槽等を設ける場合には、幼児数及び教職員数、地域からの利用者数等に応じた適切な処理能力を設定することが重要である。
- (3) 浄化槽、配管経路等は、雨水が流入し、又は汚水が流出することのないよう適切な構造とすることが重要である。
- (4) 浄化槽等の設置は、清掃車が駐車することのできる位置を選定し、周辺に管理作業上必要な空間を確保することが重要である。
- (5) 屋外に設ける手洗い場、足洗い場等については、砂、落葉等の排水への流入を防止できる構造とするとともに、排水管が詰まることのない排水方式で計画することが重要である。
- (6) 調理室においては、バスケットを備えたグリーストラップ等の設備を設置することが重要である。

第6 空気調和設備

1 共通事項

- (1) 地域の気象条件、建物規模、設備を必要とする各室・空間の面積、形状、利用目的及び利用時間、幼児や教職員等の健康面への影響、維持管理等の諸条件を総合的に検討し、設計することが重要である。
- (2) 配管系統は、各室・空間において適宜設備の運転、停止及び調節を行うことができるよう適切に区分して設定することが重要である。
- (3) 操作・制御装置は、操作しやすい仕様とし、適切な位置に配置することが重要である。

2 換気設備

- (1) 各室・空間の利用内容等に応じ、十分な換気量を確保するため、適切に換気設備の設置を計画することが望ましい。
- (2) 火気を使用する室、じんあい、ガス、臭気等の発生を伴う室、冷暖房の行われている室、活動内容により密閉状態で利用する室においては、必ず換気設備を設置することが重要である。また、その他の室・空間にあっても室内空気汚染の低減のため、換気設備を設置するとともに、日常的な運転及び定期的な清掃・点検を行うことが重要である。
- (3) 必要な換気量を適切に設定し、これに見合うよう種類、規格、数等を計画し、設計することが重要である。
- (4) 設置位置は、当該各室・空間の形状等に応じ、適切な高さ、配置等とすることが重要である。

第7章 設備設計

- (5) 新鮮空気の入れ口は、適切な面積を確保し、冬季において冷風が直接幼児等の体に当たることのないよう仕様及び位置を適切に設定し、設計することが重要である。

3 冷暖房設備

- (1) 設置する各室・空間の壁，開口部などの断熱化，室形状，天井高，自然の通風条件等と併せ総合的に計画することが重要である。
- (2) 設置する各室・空間の容量，形状，利用人数，教育内容等に応じ，冷暖房の負荷を適切に設定し，方式，規格，数等を計画し，設計することが重要である。この際，室・空間を分割し，効率的かつ効果的な計画とすることも有効である。
- (3) 設置位置は，当該各室・空間の形状等に応じ，適切に決定することが重要である。
- (4) 冷暖房の運転及び調節の方法，機器の安全性を十分検討し，適切に仕様を設計することが重要である。
- (5) 遊戯室は，儀式的行事，学芸的行事，各種集会等に利用されることを踏まえ，地域の寒冷度，利用状況等を十分検討した上で，冷暖房設備の設置を計画することが望ましい。
- (6) 保健室は，地域の寒冷度等に応じ，冷暖房設備の設置を計画することが重要である。
- (7) 「預かり保育」等の子育ての支援活動を行う空間は，利用状況等を考慮した上で，冷暖房設備を設置することが望ましい。

第7 防災等設備

1 防災設備

- (1) 自動火災報知設備，非常用押ボタン等の警報設備は，火災の発生を早期に感知し，幼児，消防機関等に迅速に通報することができるよう建物規模等に応じ適切に設計することが重要である。
- (2) 屋内消火栓設備等の消火設備は，火災の発生時に早期に消火し，被害を最小限に抑えることができるよう建物規模等に応じ適切に設計することが重要である。
- (3) 避難器具，避難設備は，火災時における幼児等の安全な避難を確保することができるよう建物規模，幼児の人数等に応じ適切に設計することが重要である。
- (4) 消防用設備は，幼児の日常における教育活動に支障を生じることがないように設置のために必要な空間を適切な位置に確保することが重要である。
- (5) 防火シャッターについては，維持管理体制にも十分留意しつつ，幼児に対する危害防止対策として，閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ，音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。
- (6) ガス使用場所においては，ガス漏れ検知器を設置することが重要である。

2 廃棄物処理施設

- (1) ごみの減量化，環境教育の教材として，生ごみの堆肥化のための施設を設置することも有効である。
- (2) ごみのリサイクルの推進のため，ごみの保管場所や分別のための場所を明確に計画することも有効である。

第8章 防犯計画

第1 基本的事項

1 全体的な防犯計画

建築計画的な対応と建築設備的な対応について、デザイン面での配慮や他機能とのバランス、費用面での検討、幼稚園や地域の特性等を踏まえ、個々別々ではなく総合的に計画し、安全管理に関する運営体制等のソフト面の対策とも併せ全体として整合性がとれたものとするのが重要である。

2 視認性・領域性の確保

屋外各部及び建物内の共用部分等は周囲からの見通しを確保した上で死角となる場所をなくし、どの範囲を何によってどう守るのが明確になるよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

3 接近・侵入の制御

犯罪企図者の動きを限定し、幼稚園の敷地内や建物内等、守る範囲への接近・侵入を妨げ、犯罪を抑止するよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

4 定期的な点検・評価の実施

防犯対策に係る施設・設備については、定期的に、また、必要に応じて臨時にそれらの機能について点検・評価し、不都合が生じている場合は、迅速に改修、修理、交換等の改善措置を講じることが重要である。

5 防犯設備等の積極的な活用

定期的な防犯訓練等を通じ、防犯設備の使用方法等について周知徹底を図ることが重要である。

第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策

1 施設配置

- (1) 園舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物、屋外施設、門等の配置に留意することが重要である。また、建物等を増築する場合は、新たに死角となる場所をつくらぬよう既存施設等との関係に十分に留意することが重要である。
- (2) 職員室等については、アプローチ部分や運動スペース等を見渡すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置することが重要である。また、調理室等についてはサービス用車両の進入頻度も高いことから、その配置や動線計画について配慮することが望ましい。
- (3) 防犯上の安全性を確保するため、園庭や半屋外空間を含め幼児の活動範囲を明確にしたり、敷地境界から園舎までの距離を確保することや、非常時に即応可能なように、職員室等の教職員の居場所から近い位置や見通しのきく位置に保育室を配置する等の配慮

第8章 防犯計画

が重要である。

- (4) 建物等の配置上、やむを得ず死角となる場所については、防犯監視システムの導入や定期的なパトロールの実施等の対応をとることが重要である。

2 門

- (1) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、職員室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入を防ぎ、かつ、登降園時や避難時に幼児が円滑に敷地内外に出入りすることができるよう、門の施錠管理を適確なものとするのが重要である。
- (3) 登降園の利便性、サービス用車両の進入等のために、見通しのきかない位置に門を設けざるを得なかったり、死角となったりする場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- (4) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。
- (5) 外部からの来訪者が建物内の受付場所へ容易に行くことができるよう、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。
- (6) 外部からの来訪者を確認し不審者の侵入を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。

3 囲障

- (1) 幼稚園の領域性を確保し不審者の侵入を防ぐため、周辺地域の状況や施設の配置に応じて守るべき領域の境界に囲障を計画することが重要である。
- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り死角を作らないフェンス等を採用することが重要である。また、周辺環境との調和を図るため、植栽等と組み合わせることも有効である。
- (3) 幼稚園建物が周辺建物と密接して立地している場合等で、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保することが重要である。
- (4) 不審者の侵入や接近を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。

4 外灯

- (1) 夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地境界、建物周囲等の適切な位置に、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できる間隔で外灯を設置することが重要である。その際、環境負荷の低減や近隣の住宅への影響等にも留意することが望ましい。
- (2) 不審者が侵入する可能性のある場所や通用門、駐車場等に、外灯の外にセンサー付きライト等を必要に応じ設置することも有効である。

5 植栽

敷地周辺、敷地内の植栽については、環境に潤いを与える等の緑の持つ効果にも留意した上で、園舎内や敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないよう植栽計画を立案することが重要である。また、樹種、樹高等に応じ定期的に剪定する等の維持管理を行うことも重要である。

6 駐車場、自転車等駐車場

- (1) 自動車や自転車等を使用する来訪者を適確に確認できるよう、駐車場や自転車等駐車場の配置、構造等に留意することが重要である。
- (2) 園舎内や周囲からの見通しを確保し、駐車場や自転車等駐車場の中に死角を生じないように配慮することが重要である。
- (3) 夜間における不審者の侵入や犯罪を防止するため、駐車場や自転車等駐車場に外灯を設置し、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することが望ましい。

第3 建物の防犯対策

1 受付

- (1) 外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするため、運営体制を考慮した上で、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置に、来訪者応対用の受付を設置することが重要である。
- (2) 受付では、外部からの来訪者が住所、名前、来訪目的等を記帳した上で、名札やリボンを着用するなど、不審者を識別できるようにすることが重要である。なお、名札やリボン等の適確な管理にも留意することが望ましい。
- (3) 受付は、職員室等に隣接した位置又はその一部や、開放部分の入口等に設置することが望ましい。
- (4) 幼稚園の防犯対策については、保護者、地域住民、警備会社、警察等の協力の下に実施することが大切であり、これらの人々の幼稚園内での控室を受付に隣接した位置に設置することも有効である。
- (5) 受付の周辺に、用件が曖昧な来訪者等を案内し一時待機させるためのスペースを設定しておくことも有効である。

2 窓・出入口

- (1) 接地階に位置する保育室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。
- (2) 職員室等の建具のガラスを透明なものとし、教職員等の視線が常に周囲に行き届き、園内の状況を把握できるようにすることも有効である。

3 避難経路

- (1) 非常時に幼児等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。
- (2) 避難経路に設ける出入口は、通常の施錠管理を確実にを行うとともに、火災や地震等の

第8章 防犯計画

非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。

第4 防犯監視システムの導入

1 設置目的・場所

- (1) 防犯監視システムを設置する際は、外部からの来訪者の確認、見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制、幼児等の安心感の醸成等、幼稚園や地域の状況を踏まえ、その設置目的を明確化することが重要である。
- (2) 防犯監視システムは、見通しが困難な場所や死角となる場所にある門、建物の出入口付近、敷地境界、敷地内や建物内で人目が届かず死角となる場所等に設置することが有効である。

2 出入管理

- (1) 外部からの侵入を防ぎ、幼稚園関係者のみが出入りできるように、建物の出入口等に、必要に応じてテンキーパッド、カードリーダー等の認証装置や遠隔操作による開閉装置を設置することも有効である。
- (2) 外部からの来訪者を適確に確認するため、門や受付場所のある建物の出入口等に音声タイプやテレビタイプのインターホンを設置することも有効である。

3 侵入監視

- (1) 目の届かない場所への外部からの人の出入りや人の存在の有無を把握するといった設置目的を明確化した上で、室内や敷地境界等にセンサーを導入することも有効である。
- (2) 防犯カメラを導入する場合は、モニター、記録装置等が必要であり、その設置目的に応じて、設置場所、監視・運用体制等を総合的に勘案することが望ましい。

4 監視体制への配慮

防犯監視システムの導入に際しては、モニター等による監視体制を併せて考慮することが望ましい。

5 夜間・休日の機械警備

警備会社と連携した防犯監視システムを導入し、夜間や休日における建物内への侵入犯罪等の発生を把握し、適切に対応することで防犯対策をより確実なものとすることも有効である。

第5 通報システムの導入

1 通報装置

- (1) 緊急事態発生時に、園内各室・スペース、園長室、職員室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、保育室等の幼児等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置することが重要である。
- (2) 緊急事態の発生を関係者に迅速かつ適確に伝達するため、防犯ベル・ブザーや非常押しボタン等を園内の適切な場所に設置したり、ペンダント型押しボタン等を教職員に配

布することも有効である。

2 連絡システム

- (1) 園内の幼児，教職員等に緊急事態の発生とその具体的内容，とるべき処置等を迅速に伝達するため，園内連絡システムを整備することが重要である。
- (2) 緊急事態発生時に，各幼稚園から直接警察や消防等に通報できるホットラインを設けることも有効である。
- (3) 緊急事態発生時の幼稚園内外の連絡，情報管理，報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め，通信機器等の設備や打合せスペース等を確保しておくことも有効である。
- (4) 緊急事態発生時に，幼児等の避難誘導，安全確認等を迅速に行うことができるよう，各幼稚園の危機管理マニュアル，幼児等の名簿や顔写真，緊急連絡先リスト，拡声器，通信機器等をまとめ，適切な場所を定め保管し，直ちに持ち出せるようにしておくことも有効である。

第6 その他

1 幼稚園施設の開放時の留意点

- (1) 幼稚園施設を地域住民等に開放する際，非開放部分に部外者が入らないよう施設面での措置を講じることが重要である。
- (2) 必要に応じて，開放部分と非開放部分の境界に相互に見通しのきくパイプシャッターや扉を設置し，施錠できるようにすることも有効である。
- (3) 管理者を置かない場合の幼稚園施設の開放に際しては，使用団体等への錠の授受方法や保管方法等について検討し，万一紛失等があった場合の対応方法を明確にしておくことが望ましい。

2 複合施設の場合の留意点

- (1) 幼稚園施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分，共用部分について，それらの領域を明確化するとともに，その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にしておくことが重要である。
- (2) 防犯監視システムや通報システム等の導入に際しては，効果的かつ効率的な防犯対策とするため，幼稚園施設及び複合化する施設の双方を総合的かつ全体的に計画することが望ましい。

3 通園路の安全性の確保

- (1) 幼児の通園路については，周囲からの見通しの確保や，防犯灯，街路灯等の設置により夜間照度を確保することが重要である。
- (2) 地下道等の危険や不安の多い通園路については，警察等の関係機関や地域団体と連携し，地域の状況等に応じて，防犯ベル，防犯カメラ，警察に対する通報装置等を設置することも有効である。

索引（五十音順）

預かり保育.....	6, 20, 46
アルコーブ.....	2, 13, 16, 32
囲障.....	12, 28, 29 , 48
受付.....	22 , 28, 48, 49 , 50
運動スペース.....	19, 25 , 29, 47
園長室・応接室.....	21 , 50
屋外空間.....	13, 15, 17, 24
会議室.....	21 , 22
機械室.....	23
教材・器具庫.....	16
更衣室・休憩室.....	22
コーナー.....	1, 15, 16, 21, 32
子育て支援室.....	6, 13, 20
昇降口, 玄関.....	18 , 19, 20, 31
職員室.....	12, 15, 19, 20, 21 , 22, 47, 48, 49, 50
食事のための空間.....	17 , 19, 22, 23
駐車場.....	29 , 48, 49
調理室.....	6, 22 , 23, 31, 45, 47
デン.....	2, 13, 32
図書スペース.....	1, 16
半屋外空間.....	2, 11, 12, 13, 15, 17 , 47
P T A室.....	6, 20 , 21
便所.....	5, 15, 19 , 22, 23, 31, 36, 41, 42
保育室.....	1, 11, 12, 13, 14 , 15, 16, 17, 18, 19, 20, 24, 27, 44, 47, 49, 50
ホール, ラウンジ.....	13, 15, 17 , 18, 21, 22
保健室.....	22 , 46
門.....	12, 22, 28 , 40, 47, 48 , 49, 50
遊戯室.....	1, 6, 13, 14, 15 , 17, 18, 46
緑化スペース.....	26
廊下, 階段.....	14, 15, 18 , 19, 24, 30, 33, 36, 40 , 44, 49

※ ゴシック体（例：1）は項目を設けている箇所，普通体（例：1）は文中に記述がある箇所を示す。